
平成22年 第2回 京丹後市議会3月定例会会議録(6号)

1 招集年月日 平成22年 3月 2日(火曜日)

2 招集場所 京丹後市役所 議場

3 本日の会議 開会 平成22年 3月29日 午前 9時30分
散会 平成22年 3月29日 午後 5時11分

4 会 期 平成22年 3月 2日から 3月29日 28日間

5 出席議員

1番	谷口 雅昭	2番	中村 雅
3番	吉岡 和信	4番	森口 亨
5番	岡田 修	6番	三崎 政直
7番	松本 経一	8番	行待 実
9番	川村 博茂	10番	大下倉 禎介
11番	由良 尚子	12番	松本 聖司
13番	志水 一洋	14番	池田 恵一
15番	中西 定征	16番	松田 成溪
17番	田中 邦生	18番	森 勝
19番	平林 智江美	20番	奥野 重治
21番	吉岡 豊和	22番	松尾 信介
23番	足達 昌久	24番	大同 衛

6 欠席議員

なし

十

7 会議録署名議員

20番 奥野重治

21番 吉岡豊和

8 議会事務局出席職員

議会事務局長 矢野節雄 議会総務課長補佐 西山茂門
主 任 大木義博

9 説明のための出席者

市長	中山泰	副市長	米田保
教育委員長	上羽敏夫	教育長	米田敦弘
教育次長	水野孝典	消防長	堂田孝二
企画総務部長	渡部貴徳	企画総務部次長	田上実
財務部長	藤原孝司	市民部長	和田道雄
健康長寿福祉部長	上田弘子	上下水道部長	坪倉護
建設部長	大村隆	商工観光部長	中村基彦
農林水産環境部長	緒方和之	医療部長	金久和幸
会計管理者	高野重隆	監査委員事務局長	小石原利和
財政課長	糸井錦	下水道整備課長	芝野和之

10 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第3号 京丹後市債権の管理に関する条例の制定について（総務常任委員長報告～採決）

日程第3 議案第6号 京丹後市合併特例措置逡減対策準備基金条例の制定について（総務常任委員長報告～採決）

日程第4 議案第7号 京丹後市まちづくり委員会条例の制定について（総務常任委員長報告～採決）

- 日程第5 議案第 12号 京丹後市国民健康保険税条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告～採決）
- 日程第6 議案第 49号 京丹後市水道事業基本計画（見直し）の策定について（産業建設常任委員長報告～採決）
- 日程第7 議案第 50号 京丹後市水洗化計画（見直し）の策定について（産業建設常任委員長報告～採決）
- 日程第8 議案第 53号 財産の取得について《（仮称）ふるさと活性広場整備用地》（産業建設常任委員長報告～採決）
- 日程第9 議案第 54号 市道路線の認定について《鹿野林ヶ谷線》（産業建設常任委員長報告～採決）
- 日程第10 議案第 64号 市道路線の廃止について《下湯田1号線》（産業建設常任委員長報告～採決）
- 日程第11 議案第 65号 市道路線の認定について《下湯田1号線》（産業建設常任委員長報告～採決）
- 日程第12 議案第 55号 平成21年度京丹後市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）（文教厚生常任委員長報告～採決）
- 日程第13 議案第 31号 平成22年度京丹後市一般会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第14 議案第 32号 平成22年度京丹後市国民健康保険事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第15 議案第 33号 平成22年度京丹後市国民健康保険直営診療所事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第16 議案第 34号 平成22年度京丹後市老人保健事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第17 議案第 35号 平成22年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第18 議案第 36号 平成22年度京丹後市介護保険事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第19 議案第 37号 平成22年度京丹後市介護サービス事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）

+

- 日程第20 議案第 38号 平成22年度京丹後市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第21 議案第 39号 平成22年度京丹後市集落排水事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第22 議案第 40号 平成22年度京丹後市公共下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第23 議案第 41号 平成22年度京丹後市浄化槽整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第24 議案第 42号 平成22年度京丹後市工業用地造成事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第25 議案第 43号 平成22年度京丹後市宅地造成事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第26 議案第 44号 平成22年度京丹後市峰山財産区特別会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第27 議案第 45号 平成22年度京丹後市五箇財産区特別会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第28 議案第 46号 平成22年度京丹後市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第29 議案第 47号 平成22年度京丹後市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告～採決）
- 日程第30 議案第 48号 第2次京丹後市行財政改革推進計画の策定について（行財政改革調査等特別委員長報告～採決）
- 日程第31 報 告 所管事務調査結果について（総務常任委員長報告）
- 閉会中の継続審査の申し出について
- 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第34 議案第 68号 京丹後市移動通信用施設条例の一部改正について（表決）
- 日程第35 議 案 第 3号 国民健康保険制度を堅持するための改善を求める意見書の提出について（表決）

11 議 事

午前 9時30分 開会

○大同議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。なお、東監査委員から欠席の報告を受けておりますので、ご報告申し上げます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

○大同議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において20番奥野議員、21番吉岡豊和議員の両名を指名いたします。

○大同議長 ここで市長より、京丹後市水洗化計画（見直し）の策定についての正誤表が提出されましたので、ここで暫時休憩し、ただいまから議員全員協議会を開きます。なお、ライブ放映についてはこのまま引き続き行います。

午前 9時32分 休憩

午前 9時38分 再開

○大同議長 それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第3号 京丹後市債権の管理に関する条例の制定についてから日程第12議案第55号 平成21年度京丹後市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）までの11議案を一括議題といたします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託しておりますので、これから各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

平成22年3月18日

京丹後市議会

議長 大同 衛 様

総務常任委員会

委員長 松本 経一

委員会審査報告書

本委員会に付託された下記の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから会議規則第100条の規定により報告します。

記

1. 付託事件及び決定

議案第3号 京丹後市債権の管理に関する条例の制定について

原案 可決すべきものと決定した。

議案第6号 京丹後市合併特例措置通減対策準備基金条例の制定について

原案 可決すべきものと決定した。

議案第7号 京丹後市まちづくり委員会条例の制定について

原案 否決すべきものと決定した。

2. 審査の経過

2月 8日 議案第3号について所管部長等から説明の聴取及び審査

3月10日 議案第6号、議案第7号について所管部長等から説明の聴取及び審査

3月11日 議案第3号について所管部長等から説明の聴取及び審査のまとめ並びに決定

3月18日 議案第6号、議案第7号について審査のまとめ並びに決定

○松本経一総務常任委員長 皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから委員長報告をさせていただきます。総務常任委員会に付託されました下記の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから会議規則第100条の規定により報告いたします。

1. 付託事件及び決定。議案第3号、京丹後市債権の管理に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定した。議案第6号、京丹後市合併特例措置通減対策準備基金条例の制定について、原案可決すべきものと決定した。議案第7号、京丹後市まちづくり委員会条例の制定について、原案否決すべきものと決定した。

審査の概要につきまして、まず経過からご報告いたします。2月8日、議案第3号について所管部長等から説明の聴取及び審査。3月10日、議案第6号、議案第7号について所管部長等から説明の聴取及び審査。3月11日、議案第3号について所管部長等から説明の聴取及び審査のまとめ並びに決定。3月18日、議案第6号、議案第7号について審査のまとめ並びに決定であります。

それでは、議案ごとに審査の概要をご報告申し上げます。

最初に、議案第3号、京丹後市債権の管理に関する条例の制定についてであります。議案第3号については、市のさまざまな種類の債権管理の手続を包括的にまとめ、規定することで、債権管理のさらなる適正化を図るとともに、各プロセスをスケジュール化し、期日を指定することによって、滞納整理対策の一層の適正化を図ることを目的に制定するものであります。

条例は第1条から第16条までで構成され、それぞれ目的、定義、他の法令との関係、債権管理者の責務、調整執行、その他の債権の放棄などについて必要な事項を定めるものであります。政策の必要性については、議案に添付されている政策等の形成過程の説明資料を参照いただきたいと思います。

なお、この条例制定については、平成15年水道料金の時効に関する最高裁判決で、地方公共団体が保有する債権のうち、これまで非強制徴収公債権と考えられていた債権が、地方自治法による公債権と民法による私債権の二つに分けられたことなどから、市全体の債権管理を統一的行う必要性に対応するためであります。

それでは、主な質疑について報告いたします。社会的な弱者への対応や影響はどうかという問いに対しては、徴収停止や履行期間の延長、債権放棄ということで、社会的な弱者への救済策は行う。生活弱者に対して徴収を強化するというものではないという答えでした。

京都地方税機構との関係はどの問いに対しては、税機構はあくまでも税の部分であり、料金は関係ないものの、税も料も滞納者は同じという場合もあり、情報共有の部分で連携は必要だとの答えでありました。

また、この条例制定で、具体的にどういう動きになるかとの問いに対しては、徴収体制に急激な変化があることはない。徴収については、原則、原課が実施しているが、より適正な債権管理を実施することによって、市一律の滞納債権の徴収ができるよう事務レベルでの強化向上を図りたいとの答えでした。

第4条2項の滞納整理計画について、これまでこういうものがあつたのか、また新規につくるのであれば、どのようなものかとの問いに対しては、滞納整理計画というものはこれまでなかった。今後、5月の出納閉鎖で滞納額が確定した時点で、それぞれの部で徴収できる滞納なのか、放棄せざるを得ない滞納なのか、今年度はどういう整理をするのかというところの整理から着手し、全体計画を管財収納課で取りまとめ、担当課、担当者で共有したいとの答えでした。

債権放棄の判断基準について、理事者の特定の意向が働かないなど、だれが見ても公平というような担保があるかとの問いに対しては、債権放棄をする判定については、担当者や担当課だけで判断せず、財政課と管財収納課がヒアリングを行い、14条の何項に該当して、その照合書類

はこうですというものをもって判断するので、客観性は保たれていると考えているとの答えでありました。

税や料金の滞納の現状についての問いに対しては、資料により説明を受けました。参考までに22年3月5日現在、公立病院の診察料も含め、総額約11億4,844万円でのとのことでした。

質疑を終え、意見交換を行いました。意見の主な内容としては、本来、とっくに債権放棄しておかなければならないものが長年にわたって残っているという状況もある中で、これで整理できる。滞納の処理を公平にしていくということが担保できる手段の一つかと思う。また、条例はできたが、滞納徴収の実効性が上がるかという点が気がりであるという意見もありました。ほかに強制執行する場合には、運用面で十分その債務者の調査をし、状況をしっかりと把握して行うことが絶対的に必要だ。慎重な配慮や運営をしていくことが大事であるという意見もありました。

討論は、賛成討論が1名ありました。きょうまで問題になっていた債権放棄の問題が、今回の場合、9項目にわたって明確に弱者の立場にも配慮された内容になっている。ただ、強制執行については、これを乱用すると弱い立場の人が窮地に追いやられる可能性があり、運用の面では当事者との話し合いなど十分な配慮をする必要があるということを指摘し、賛成するというものがあります。

採決の結果、全員賛成で原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、京丹後市合併特例措置逡減対策準備基金条例の制定について、審査の概要について報告いたします。

議案の中身につきましては、それぞれ設置、積み立て、管理、運用益の処理、繰替運用、処分、委任について必要な事項を定めるものであります。政策の必要性については、議案に添付されている政策等の形成過程の説明資料を参照いただきたいと思います。

主な質疑について報告いたします。予定する基金の積立額は幾らか。また、その算定の根拠は何かという問いに対しては、行革の期間内に25億5,000万円、合併算定がえの期間終了の32年までに47億5,000万円を積み立てたい。算定根拠は交付税の減る累計額が87億ほどあり、この3割ほどを行革の期間で積み立て、5割を32年までに積み立てたいという考えで積算したとの答えでした。

年度ごとの積立額は幾らかとの問いに対しては、22年は2億5,000万円、23年が5億円、24年が5億円、25年が5億円、26年が8億円、27年が10億円、28年が8億円、29年が4億円、合計47億5,000万円との答えでありました

基金に積み立てを行うことで、その間の市民サービスが低下しないかという問いに対しては、歳出規模がイコール住民サービスということであれば、なだらかに減らしたところで、全体では予算規模が減るので、規模が減った分、サービスが低くなるということだが、公債費を抑制したり、人件費を抑制する、むだを切り詰めるということで、可能な限りサービスは維持できるようにする。急激に下がって何もできませんというようなことのない形で財政運営をしたいとの答えでありました。

経費の削減だけで積み立てが可能か。また、説明資料の中の歳入増を図るとは何を指すのかという問いに対しては、人件費を初め、経費や補助金等を同時に削減しなければならない。歳入増とは行革推進計画の中で、市税を3億円程度増額して収支の計画を立てているが、具体的に何かというところまでは全く考えていない。検討する必要があるのではないかという思いであるとの答えでありました。

そもそもなぜ、条例をつくってやらねばならないか。財政調整基金に計画的に積み上げよいのではないかとの問いに対しては、合併の特例が切れ、予算規模が徐々に下がるということを明確に職員に意識させ、今後の持続可能な財政運営を考えることと、夕張のようにならないために、早くから準備をしておくことを示したかった。また、市民へのアナウンス効果もあるとの答えでありました。

質疑を終え、意見交換を行いました。主な意見として、将来に対しての目的があって積み立てるという考え方は、民間でも家計でも当たり前のことだが、予算規模からいって、このような金額を積み立てることは難しいかもわからないが、考え方としては大事だと思う。

また、国保の値上げの状況の中で、これだけの積み立てが市民に賛同が得られるかどうかという点に若干疑問はあるが、目先でわかっているのは急激に交付税が落ちてくるということ。このために将来を見越して行政はやるべき。今のことばかり言っているわけにはいかないと思う。基金として、こういった制度をもって乗り越えていこう、将来に向かっていこうということは、ぜひとも必要であると思う。

それから、積み立てた分だけどこかを減らさざるを得ないということが心配だ。かといって、これを計画的にやっておかなければ、一般会計には基金を積み立てる余裕はないという意味から、積み立てざるを得ないのではないか。市民に今の財政状況をどう理解してもらおうのかということが、ある意味では最大の問題になってくるだろう。全体としてやむを得ないと思う。

それから、財政担当者のアイデアとのことで、財布を預かっている者が見通しも一番わかっている。この不景気がいつまで続くのか、市税の減額がどこまであるのかということを考えていく

と、貯金する余裕があるのか、その辺を危惧する。そういう中で、広域市町村圏の基金の戻ってきた約5億円をこういったところに入れて、足跡としてきっちりと残していくべきである。それをああいった形で戻してしまうと、足跡もなくわからなくなってしまう。その点が残念である。

また、意見交換の中で、継続審査にすべきとの意見が出されました。その理由は、京丹後市の財政は厳しく、貯金をするゆとりがあるのか疑問に思う。国保税や上下水道料の値上げという公共料金を値上げしながら貯金をするというのでは、市民の理解も得にくい。この際、継続審査とし、さらに資料などを求め、検討の時間が必要だというものでありました。

討論、採決に入る前に、継続審査について委員会で採決いたしました。採決の結果、賛成1名で、継続審査については否決となりました。

討論を行いました。討論は、反対、賛成1名ずつありました。反対討論は、次のようなものでありました。この基金条例を制定するタイミングが値上げ等の時期と絡んで、市民の理解を非常に得にくいタイミングだということを考慮して、この基金条例の制定については反対するということでもありました。

次に、賛成の討論は、次のようなものでありました。タイミングが悪いということはあると思うが、しかし、これについては、効果がないから反対ということではなしに、効果があるだろうと期待し賛成する。けれども、この条例でこうだから、これだけのものを積んでいかなければならないという執行の仕方もあるけれども、経済状況を見ながら、臨機応変にやっていただきたいというものでありました。

採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、京丹後市まちづくり委員会条例の制定についてをご報告いたします。

この条例につきましては、まちづくり基本条例に基づいて、市民の市政への参画を促し、自治と協働によるまちづくりを推進するため、まちづくり委員会を設置するために制定するものであります。同じく政策の必要性については、議案に添付されている政策等の形成過程の説明資料を参照ください。

主な質疑について報告いたします。委員は当て職か、公募は考えているのかとの問いに対しては、公募は考えていない。当て職という言い方がよいかどうかはわからないが、基本的には区長から推薦していただいた方などを考えているとの答えでした。

この委員会に何をしてもらうのか。重要項目は何かとの問いには、まちづくり基本条例や総合計画、行革計画に書かれている協働の推進という方針について、具体的にどうしたらよいのかということを考えていただく。また、重要項目は、新たなまちづくり組織とはどういうものか、調

査、検討するとの答えでした。

そもそもこの委員会がなくてはできないのか、必要なかとの問いには、これまで振興協議会やまちづくり協議会が二度提言を出しているが、ここで組織がなくなってしまうと、その提言を引き継ぐ組織がなくなってしまう。提言の具体化に向けて意見の言える組織は必ず必要だという意見が、ほぼ大半のまちづくり協議会にあったとの答えでした。

市からの上意下達とか、ボランティアの押しつけにならないかとの問いに対しては、押しつけにならないようにするのが協働である。決まったからこうしろというのではなく、一緒にできることを考えましょうというのが、この委員会の考え方であるとの答えでした。

質疑を終え、意見交換を行いました。出された主な意見としては、いろいろな審議会があるが、屋上屋を架すことにならないか懸念する。委員について、区長会から推薦してもらうということをする、決まりきった役職から当て職で上がってくるということになる。目的がわからない部分がある。新しい諮問が出てきたら、混乱しないかと思う。

次に、基本的には、こういうものはなくてもよい。行革の計画に地域協働は出ている。答申してもらっても、行革計画に書いてある以上のものは出てこないだろう。できるものからやればいい。本当にこれが絶対的にいるものかどうか疑問に思っている。

次に、住民組織のあり方などは合併して6年もたったら、市として把握しているはずであり、そのあり方をまた諮問すると言っても疑問に思う。実効性のある委員会にするにはテーマを絞らないと、自治と協働のまちづくりというテーマだけでは、委員も理解に苦しむうちに任期が終わってしまわないか。実効性のある委員会として重点的にやってもらいたい。

次に、自治とは何か。区とは何か。自治会とは何かという基本的な考えをしっかりと抑え、みずから方向や意識を変えようというふうにししないと、いろんなことを提案されても、これがにしきの御旗となり、押しつけということになる。運用では十分注意する必要があるのではないか。

最後にもう一つ、峰山町の場合、区長会などがあるが、基本的には今までどおりのことを、これまでの延長の中でやっている。この枠を超えることが本来の自治と協働のあり方を見直すターゲットになると思っている。非常に難しいことだと思うし、成果が見えるかどうかは非常に疑問だと思うが、そういうことは必要であり、押しつけにならないやり方で進めていただければよいというものでありました。

意見交換を終わり、討論、採決を行いました。討論は、反対、賛成1名ずつありました。反対討論は、あえてこういうものをつくらなくてもよい。総合計画や行財政改革推進計画などに書いてあることを具体化するのみである。課題を答申してもらっても、似たようなものが出てきて、

具体的な推進をおくらせることになりかねない。つくらなくてもやっていけるということで反対とするというものでした。

次に、賛成討論は、これまで出された地域協議会やまちづくり協議会からの提言の実行、地域、組織のあり方など、実効性のある委員会として取り組んでいただきたいことと、合併して6年が経過する中、旧町の緊急課題や共通課題も多いと思うので、旧町、市民局別にこだわらず、地域、自治組織づくりにあわせて取り組んでいただくことを意見としてつけて賛成討論とするというものであります。

採決の結果、挙手同数となりましたので、委員長の裁決を行いました。この裁決は裁判の裁に決定の決で裁決であります。委員長として裁決するに際し、現状維持の原則に従い反対するか、現状維持の原則を超えて賛成するかを、委員長として公平な立場で委員会の審議や意見交換の状況、緊急性、市民生活への重要性などを慎重に判断した結果、政治判断を加えても現状維持の原則を超えるには至らないと判断し、委員長の裁決は反対といたしました。その結果、原案否決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○大同議長 委員長の報告は終わりました。これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。まず、議案第3号について質疑を行います。森口議員。

○4番 森口議員 4番、森口です。1点だけ聞かせてください。債権の管理に関する条例ということですが、具体的には、いわゆる債権として特に滞っている部分についてのいろんな強化が図られるというふうに理解をする中で、具体的に今の金額というのはお示しいただいたんですが、それか、例えば今までに比べて、滞納の徴収率がどれぐらい上がるだとか、そういう実効性の部分で数値目標なり、具体的な効果があらわれるような審査がありましたら、お示し願いたいというふうに思います。

○大同議長 総務常任委員長。

○松本経一総務常任委員長 債権の徴収の具体的な数値、あるいは目標についての質疑はありませんでした。

○大同議長 ほかにありませんか。これで質疑を終結いたします。

次に、議案第6号について質疑を行います。森口議員。

○4番 森口議員 4番、森口です。2点お尋ねいたします。1点は、かなり基金に積むための財源だとか、根拠の部分にかなり質疑が集中したように伺わせていただいたんですが、やっぱり少しわからなかったのが、確かに基金を積むことは必要だという意見がたくさん出ておったと。

その中で、では、その基金を積むために、今のサービスをどうするのかという部分については非常に不明確な印象を受けたんですが、特に、歳入をふやす部分については全く考えてないようなご答弁だったというふうに報告を受けたと思うんですが、このあたりについて、もう少し掘り下げた説明なり、質疑の部分が多分あると思うので、そのあたりをお示し願いたいというのが1点。

もう1点は、市民へのアナウンス効果が期待できるというご報告を受けたんですが、市民へのアナウンス効果というのは、いわゆる合併の特例が終わる、それに対して交付税が下がってくる中で、サービス低下を理解をいただくというような中身のものなのか。そのあたりのアナウンス効果ですね、アナウンス効果というのは、一体、市民にどんな効果を与えるのか、そのあたりについて審査がありましたら、お願いしたいと思います。

○大同議長 総務常任委員長。

○松本経一総務常任委員長 最初にアナウンス効果の方の質問の方からですが、これについては、質疑の中で、なぜ、この基金が必要なのかという質疑がありまして、財調に計画的に積みばいい、同じ意味ではないかという質疑の中で、その説明の中で、市民へのアナウンス効果もあるという答弁がありましたが、それに対して、それはどういうものなのかとか、それがどういうことをやるのかとかいう突っ込んだ質疑はありませんでした。基金の説明の中のこういうものを考えているという答弁の中にこういう言葉があったということで紹介をさせていただきました。

市民サービスが低下しないかという部分と、それから、歳入のふやすための何かの質疑があったかということですが、先ほど報告しましたように、歳入増とは何かという質疑がありまして、市民税を増額で考えているが、具体的なものは全然考えていないというやりとりがあったのみで、それ以上の詳しいものはしておりません。

それから、市民サービスが下がる、あるいは財源についてという部分もありましたが、先ほど報告した以上の内容については、特に報告するような深い内容についての質疑はありませんでした。

○大同議長 森口議員。

○4番 森口議員 今の基金の根拠の方の歳入の部分ですけれども、市民税の増額を考えているというのは、市民税を増税するという意味なのか、いわゆる景気なり、経済状況がよくなって、市民税そのもののパイとして上がってくるという意味なのか、そのあたりについてははっきりわかるような審査がありましたでしょうか。

○大同議長 総務常任委員長。

○松本経一総務常任委員長 その部分をちょっと拾い上げて申し上げます。先ほど言いました

ように、特に深い質疑はありませんでしたが、こういう質問をいたしました。歳入増とは市税の増税といたしますか、歳入増は何か、あわせて説明をしてもらいたい、こういう質問がありました。それに対しましては、歳入増の部分ですけれども、これは行革のときにもお話をさせていただいたと思うんですけれども、27年度以降の部分について、市税のところを3億円程度増額で計上、収支計画でさせていただいております。ここでは、具体的に何かと言いますと、そこまでは全く考えておりませんが、そういった27年度には一定の収入の増加という部分も検討する必要があるのではないかという思いの中で、計画をさせていただいているというところがございますとの答弁がありました。これに対しては、その中身とか、それはどうかという突っ込んだ質疑というのはありませんでした。

○大同議長 ほかにありませんか。これで質疑を終結いたします。

次に、議案第7号について質疑を行います。松本聖司議員。

○12番 松本聖司議員 12番、松本です。1点だけ聞かせてください。採決のときに、可否同数になったときに、否決という委員長が決定を下したということの、委員長報告の中で、委員長のニュアンスの中でちょっと間違っていたらまたお願いしたいんですが、是とすべきだということと、現状維持の原則の中で否決したということなのか、あるいは、是非を判断することより、現状維持を優先すべきだったのかということが、ちょっとニュアンス的にはっきりわかりませんでしたので、その辺の確認だけさせていただけますでしょうか。

○大同議長 総務常任委員長。

○松本経一総務常任委員長 現状維持の原則ということに議員の皆さん、既に御存じのことと思いますが、それも重ねて説明をしながらご報告させていただきます。可否同数になりましたので、現状維持という原則について、改めて自分なりに少し資料などを読みながら勉強しまして、要するに現状維持の原則というのは、議会の会議原則の中でも重要な原則の中の一つになっております。過半数の原則とか、定数の原則、議会の公開の原則などの中で、要する議案の提出による現状の変更を求めて議案を提出する場合に、賛否が同数になった。その場合に、積極的に現状を変更すべきという意見が半数を超えないという状況の中で、現状のまま差し置けというのが現状維持の原則というふうに私は理解をいたしました。それで、今回のこの条例の中身につきまして、先ほど申し上げましたように、この条例が要る、要らないという、もちろん政治的な判断もいたしましたし、それとあわせて現状維持という原則の中で、緊急性、重要性、それから、これを行った場合、あるいはやらなかった場合の市民への公益、こういったものを考えまして、委員長として、委員会の中の審議の状況、意見交換の委員の皆さんの意見の状況、そういったものを総合的に考

えまして、委員長として現状維持とすべきと、現状を今変えるというふうに至らないというふう
に判断をしたということでありまして、委員長として、この条例が要るとか、要らないとかいう
ことも当然自分の中では考えましたけれども、それを含めて政治的な判断をしましても、委員会
の状況を公平に考えた場合に、現状維持の原則を超えるには至らないという判断をして、委員長
としては反対という裁決をいたしましたということでもあります。

○大同議長 よろしいですか。吉岡豊和議員。

○21番 吉岡豊和議員 21番、吉岡です。賛成討論の中で、振興協会やまちづくり協議会
からの提言の実行、地域、組織のあり方など、実効性のある委員会として取り組んでいただきた
いとのことの中の、取り組むという表現が出ていますけれども、この取り組みというものの審査
の中身がありましたら、教えてください。

○大同議長 総務常任委員長。

○松本経一総務常任委員長 ただいまの質問ですけれども、具体的にこういうものといった委員
からの指摘があったというわけではないんですけれども、要は、地域によってはむらづくり委員
会とかある町や、それから、活性協会というところがある町もあると。そういうような取り組
みをやっているということを指して、ここで賛成討論として言われたのではないかと。質疑の中
でそういう前後がありましたので、その部分を指しているということと言われたということです。
ということですということを私が断定するのはちょっと差し控えますけれども、質疑の中ではそ
ういった具体的なものというのは、そういうものを指して質疑がございましたので、そういうこ
とです。

○大同議長 森口議員。

○4番 森口議員 4番、森口です。1点だけお願いします。政策等の形成過程の説明資料にも
出てきていますし、それから、意見交換やいろんな場面で出てきたんですが、今までのまちづく
り協議会なりの提言を引き継ぐということが何度も出てきたんですが、条例の中身を見せていた
だいても、提言に関することというのはあるんですけれども、どこにも同じ考えを持たなければ
いけないというような中身は全くないわけですね。その中で、完全に前とは独立した新しい委
員会だと思うんですが、その中で、提言を引き継ぐということが、例えば、その委員から何名か
が残ってやられるということだったらわかるんですけれども、この提言を引き継ぐというあたり
について、どうしてもちょっとよく理解できないんですが、そのあたりに突っ込んだ審査などが
ありましたら、お教え願いたいというふうに思います。

○大同議長 総務常任委員長。

○**松本経一総務常任委員長** 実は、委員会の中でも、受け取り方に、何といたしますか、提言を、議案を提案している側と審査する委員会の委員の皆さんとで、若干、思い違いといたしますか、考え方のずれがあるのかなというふうに委員長として思いまして、二度ほど整理をした発言をしております。その中で、このただいまの質問は、この委員会の性格が、要するにどういう性格のものかというもののの中の一つに、説明では今までの提言というものがあつた、それをやはり振興をどういうふうに行っているかというのを見る役割と、それとまた、前の委員会とは別に新たな自治の組織のあり方とか、そういったものの意見をいただくそういう役割と、そういう二つのものがあるという説明は、この質疑の中でありましたが、なかなかその辺が明確な区分として委員会の中でも切り分けた質疑という形ができない状況もありましたので、私の方で二度ほど整理をしながら質疑をいたしましたけれども、明確に今のおっしゃったような提言を引き継ぐ、その引き継ぎ方とか、その引き継ぐやり方はどうかといった具体的なものに踏み込んだ質疑というのには至っておりませんでした。これが委員会の状況であります。

○**大同議長** 田中委員。

○**17番 田中議員** 17番、田中です。議案提案時にもお尋ねをしたんですが、市民部の中に地域協働係ということで位置づけがされて1年が経過したわけですが、そこでの取り組みと、今回のこのまちづくりの関係の市民との協働を進めるという点で、どういう到達点で、何を提言をするのかと、そういう観点から、そういうことが深められたのか、伺っておきたいと思います。

○**大同議長** 総務常任委員長。

○**松本経一総務常任委員長** ただいまの質疑もどういうところまで深められたかという部分については、そこまで踏み込んだ質疑というもの、特に協働係が、その到達点はどこまで目指すのかといったところまでの質疑は、そこまで深いものはなかったと思います。むしろ委員会の性格ですとか、委員の構成というあたり、それから、押しつけにならないかといったあたりの質疑はありましたが、どういうものを目指すというところまでの質疑、もっと深い質疑といたしますか、そういうものはありませんでした。

○**大同議長** ほかにありませんか。これで質疑を終結いたします。

以上で、総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。総務常任委員長、御苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長。

平成22年3月23日

京丹後市議会

議長 大同 衛 様

文教厚生常任委員会

委員長 松 本 聖 司

委員会審査報告書

本委員会に付託された下記の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから会議規則第100条の規定により報告します。

記

1. 付託事件及び決定

議案第12号 国民健康保険税条例の一部改正について

原案 可決すべきものと決定した。

議案第55号 平成21年度京丹後市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

原案 可決すべきものと決定した。

2. 審査の経過

3月9日 所管部長等から説明の聴取

3月10日 市長、所管部長等から説明の聴取

3月18日 市長、所管部長等から説明の聴取

3月23日 参考人、所管部長等から説明の聴取及び審査のまとめ並びに決定

○松本聖司文教厚生常任委員長 それでは、文教厚生常任委員会に付託をされました議案について、審査の結果を会議規則第100条の規定により報告いたします。

付託事件及び決定。議案第12、国民健康保険税条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定した。

議案第55号、平成21年度京丹後市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、原案可決すべきものと決定した。

審査の経過。議案第12号及び議案第55号については、3月9日、10日、18日及び23日に市長並びに所管部長等から説明の聴取及び審査のまとめ並びに決定を行った。また、3月23日については、国保運営協議会の正副会長に参考人として出席いただき、協議会でB案に決定した経過等について質疑並びに意見交換を行った。

審査の概要。議案第12号については、なぜ、今値上げをしなくてはいけないのかとの質疑が多くありました。答弁としましては、昨年の12月議会については、国からの予算編成数値が京

都府からことしの1月5日に提示されたことも一つ。また、国保財政安定化支援事業については、平成21年度までの時限立法であり、22年度に継続されることが閣議決定されたのが、昨年12月25日であり、日程的、技術的に無理があった。また、後から考えると、年度的には、20年度の医療制度改革のときが一つのタイミングであったが、18年度決算で黒字を打った直後の予算編成であること。医療改革が一般的に国保会計にプラスに働くとのイメージがあり、取り組めなかった。また、昨年の時点では、4億5,000万円の基金が残っており、毎年そこそこ繰り戻していたので、全部なくなるとは予想外であったとの説明でありました。

値上げに対するパブリックコメントの必要について、どう考えているのかとの問いについては、該当するとしたら、要綱の3条の2号だが、企画に確認したところ地方税法に関するものについては該当しない。また、採決をいただいた後については、賦課が6月ですので、税率、保険給付の状況や給付等の適正化をお願いしていきたいとの説明でありました。

その続きの質疑として、市民に負担を求めるときに、今までの努力や状況をどう理解していただくかが大事だが、不十分ではないかとの問いについては、収納率の向上やレセプト点検など、日常的な努力はしてきたが、国保財政が厳しくなることを想定して特別な努力をしてきたという状況ではなかったとの答えでありました。

収納努力については、20年度決算の現年度分の収納率が93.95%である。年々収納率が落ちている中で、22年度については、94.0%を設定、滞納繰越分については、予算上9.13%で設定したが、委員会の収納についての努力不足との指摘があり、平成17年度から20年度の平均収納率の13.2%を上回る20%を目標として、また、金額としては、3,391万円の増収になるという数字であります。根拠としては、京都府内の市町村の平均滞納繰越分の収納率が23.1%であり、他市の先進的なノウハウ活用で可能というものであります。

国保の滞納繰越分のうち、税機構に行く分については3月3日現在で、総数として9億4,300万円が滞納、不納欠損処分が約7,600万円。差し引きすると、移管するのは約8億6,700万円で、そのうち国保が3億4,600万円である。また、悪質滞納者の件数、金額や、収納率については、悪質の定義にもよるが、納税交渉に応じないなど、個々のケースにもよるので、結果的にわからないとの説明でありました。

医療費の適正化対策としては、被保険者資格管理の適正化やレセプト点検効果については、件数や金額の効果についても資料として提出していただきました。また、後発医薬品の普及促進や、保険事業の一層の充実については、大切なことはもちろんであります。数字としては示されませんでした。結果としては、国保税の17.5%の値上げにより、後期医療選択効果として7,8

00万円の減額が22年度国保会計における保険給付費の適正効果でありました。

3方式、4方式に対しては、現在は結論が出ていない。引き続き検討中である。今回の値上げについては、固定資産税を平均化する中で、多様なモデルケースをつくり、多くの方の負担を求めたものであるとの説明でありました。質疑としては、所得割と資産割の率について、みんなに公平に値上げ分を負担していただくという考えであれば、40対10の方がモデルケースを見てすぐれていると思う。説得力が弱いと考えるがどうだとの問いがありました。答えとしましては、今までは40対10といていたが、結果として37対13になっていたの、そのことも考慮して43対7にしたとの答えであります。

今後の国保会計の見通しについては、大幅な値上げ後、今の計画では基金も2年でなくなり、償還も始まってくるが、2年後の再値上げがあるのかとの問いについては、2年後の値上げについては、医療給付費の適正化や税の収入もあわせて、毎年シミュレーションしていくことであり、現段階では言うべきでないとのことであります。しかし、翌日、国民健康保険特別会計の23年、24年度の収支の説明をいただきました。23年度は、償還の4,000万円は始まるが、収支はプラスマイナスゼロ、24年度はマイナス1億円、25年度以降の償還金が3年で1億2,000万円。合計で2億2,000万円である。

事務事業繰り入れ分と資産事業分の過去の繰入未済分合計の2億4,700万円を財源として考えているというものであります。しかし、保険給付費を22年度ベースで固定しており、相当の努力が必要と考えているが、国保会計はほかの会計と異なり、福祉と絡む特別会計であり、赤字が出た場合は、2億2,000万円にとどまらず、福祉政策として24年度は繰り入れを行い、値上げを回避できる。25年度からは新たな保険制度に移行するので、財政全体としては大丈夫と考えているとの説明でありました。

質疑の中で、22年度は値上げを回避して、2億4,700万円を一定合理性のある繰り入れとして京都府からの基金を22年度に借りて会計をしのぎ、1年かけて23年度からの値上げをすべく市民に丁寧な説明をしていくとの検討や選択肢はなかったのかとの問いについては、1年後に値上げをすることは値上げ幅が大きくなるので、今の状況であれば、ことしが適切だと考えており、検討はしていないとの答えであった。また、22年度から24年度にかけて保険給付の伸びについて、見通しが甘いのではないのかとの質問があり、後日、資料をもとに説明をいただきました。

条例が、継続審査が否決になったときの影響について問う質疑もあり、答えとしては、おくれが一番困るのは、市民に対する周知である。5、6月にずれ込めば、納期自体の変更もあり、一

+

気に払う金額がふえることにより、市民に与える負担感が大きくなる。また、継続審査となった場合、否決の可能性を考えると、事務的には旧条例分と二本立てでスタートすることになり、作業的には二重の投資になるとの説明でありました。

次に、国保運営協議会の正副会長に対して、参考人招致について報告いたします。3日間の審査を重ね、意見交換を行う中で、市民に対しての値上げに対する事前説明の不足を口にする委員が多く、また、議会基本条例の精神としても、議会が判断を下すまでに市民と意見を交わす機会が必要との意見もあり、急遽、委員会に出席をお願いし、決定に至った経過等を聞くことになったものであります。

決定の経過については、最初は、10%以下でないとだめだ。こんな不景気で生活も苦しいのもってのほかであるというのが、全員の意見であった。しかしながら、医療費の抑制や歳入の検討をする中で、10%はだめだ、説明を聞けば聞くほどやむを得ないとの空気になったとの説明でありました。

質疑としては、市民に対して、国保の財政状況も説明する場面もなく、決まってから説明することになる。運営協議会の方も最初は反対していたが、今から決めるということだったので、値上げに対する理解が導けたのではないか。決定してからでは理解がいただけないと心配しているがとの問いがありました。答えとしては、おっしゃることはよくわかる。そのとおりでと思う。結論が出て、こうしなくてはいけないということは勝手な言いわけというか、理屈だと悪くとられかねない。確かに事前に公聴会をして、意見を聞くとか、皆さんに事前に周知徹底を図ってやっていく、もっものことだと思う。仮にそのことが議会として問題になるなら、継続審査にして、6月議会に結論を出すのも一つの方法との答えでありました。

また、所得と資産割の率の変更については、協議会や議会の意見、あるいは市の考え方もミックスして、適宜変動してもやむを得ない。基本は必要な経費はみんなで負担することだとの認識でありました。

引き続いて、意見交換で主な意見について報告させていただきます。国保税の改正は不況の中で大変厳しく、多い人は30%も上がっている。特に若い人の負担は大きい。値上げの周知期間が短く、市民にしっかりとお知らせができないし、議会としても市民に対して説明責任を果たせるとは思えない。もう少し時間が欲しいというのが実感である。また、全国的にも国保会計が苦しい自治体が多いと聞いているし、国の補助金も減額になっていることを考えると、口の財政的な支援が必要というものが一つです。

次、国保会計に対する見直しの指摘は討論等でも数年前からしている。抜本的な改善策が早く

打てなかったのは非常に残念である。国民皆保険制度の中で、国保を安定的に存続させていくことが大切である。また、保険給付費の伸びに対しては、積算方法が十分に理解できない。

次に、大変経済が厳しい中で、6月に今までより高い支払いを求められると、さらに冷静に受けとめることができるのか心配している。税・料の徴収で一番大切なことは、政治に対する信頼である。広報をしっかりとさせていただくことになるが、後期高齢者のときも支払い請求が来て初めて議論が起きてきたので、不安を引き続き持っている。

次に、審査の過程での話だが、事前に説明資料の内容については申し入れをしていたが、委員会の指摘により、新たな考え方による資料が出てきた。例えば、一般会計からの遡及分や滞納繰越分の目標設定である。議案を提出するに当たっては、議会がイエス、ノーであろうが、精度の高い提案をお願いしたいというような意見が出されておりました。

質疑、意見交換の終了後、討論、採決の前に、継続審査の動議がありました。賛成少数で否決されましたが、動議の内容を紹介しておきます。議会基本条例には、参考人の招致や公聴会等の制度もあり、大きな問題に対しては市民の声を聞くことは条例の趣旨である。京丹後市始まって初めての大きな市民に負担を求める条例の提案であり、より多くの声を聞く時間をつくるべきというものでありました。

賛成討論、反対討論は、反対討論2名、賛成討論4名ということですので、内容を報告しておきます。反対討論、市民の暮らしが大変な中で、値上げ幅の大きい人は33.3%にもなる。国保財政の危機は国の負担の減少に原因がある。市は、一般会計から繰り入れをして、市民の暮らしと命を守れというものが一つ。

次、値上げの議論は市民の理解を得るためにはやるべきことをやった上でお願いすべきである。具体的には、収納率の向上と、歳出削減の努力をこの1年で示し、市民に対しては値上げ前に理解を求める努力が大切と考えるというのが二つ目です。

賛成討論については、まとめて一つでということ報告させていただきます。国民皆保険制度の中で、国保特別会計として運営される以上は、被保険者である皆さんが継続的に健全な運用ができるように考えていくべきである。1年先に延ばしたりすれば、2億4,700万円を繰り入れても1億2,300万円は赤字負担になり、法定外の繰り出しについては、他会計のことも考えると、非常に危険である。23年度の値上げ幅が今以上に大きくなり、市民の許容範囲を超える。また、現在の保険料は府内で下から3番目、値上げ後も京都府内の市町村の平均よりも低い数字を維持できるというものでありました。

次に、議案第55号について、議案第12号と一体的な関係にあり、議案第18号から切り離

されたものであります。質疑としては、議案が否決されたときの影響についての質問があり、京都府からの2億円については、府の方で21年度の補正予算で組んでいただいております、お断りに行くことになり、改めての利用については不透明との説明でありました。

なお、意見交換での意見、また、討論についてもございませんでした。

以上、報告を終わらせていただきます。

○大同議長 文教厚生常任委員長の報告が終わりましたので、報告に対する質疑を行います。

まず、議案第12号について質疑を行います。川村議員。

○9番 川村議員 9番、川村です。世帯主でない被保険者、いわゆる資産割が計算されない、擬制世帯について、説明なり、あるいは審査されたことがあれば、お尋ねいたします。

○大同議長 文教厚生常任委員長。

○松本聖司文教厚生常任委員長 そのことについては、モデル世帯という中では見せていただきましたが、それ以上については、そのことに関しての審査ということはなかったというふうに記憶しております。

○大同議長 ほかにありませんか。ありますか。奥野議員。

○20番 奥野議員 何点かお願いをしたいと思います。初めに、こういう大きな値上がり、値上げということで、まず、国保事業のこの使命というもの、そしてまたあわせて国保会計の特異性というものについて、改めて基本の基本ですね、を確認しあったといえますか、審査されておる中身があればお聞かせを願いたい。これが1点であります。

次に、先ほど国保の運営協議会の全員の方々が、当初は17.5%の値上げについては反対といえますか、好ましくないという意見であったということでもありますけれども、今、委員長報告の中で、2億4,700万円の金額を、仮に繰り入れてもという説明があったわけですが、それはあくまでも想定の中での審査だったというふうに思うわけですね。実は、先日の22年度の予算特別委員会で、動議が出されて、2億4,000万円につきましては、繰り入れが決定したわけですね。市長が6月には補正でと、繰り入れるという声明をいただいて、そういう中で、大きな変化があったと思うんですね、2億4,000万円について、22年度の会計に入ると。歳入で見ていくんだという一般にいう遡及分ですね。それについて大きな変化があったということについて、委員会をあれ以後、24日でしたか、特別委員会は、以後、委員会を開かれて、そのあたりの審査の中身があればお聞かせを願いたいと思います。これが2点目です。

それと、保険給付費が1億2,300万円増加するという、22年度の新たな見積もり立てということでもありますけれども、これに関して、国保税もそれにあわせて、金額が似た数字ですけ

れども、約1億3,000万円、1億2,900何十万円、1億3,000万円と申し上げますけれども、アップするということで、保険給付費が上がる、その分を保険料で賄っていくんだという見方も大ざっぱですけれども、できるのではないかと思うんですけれども、これについてのなぜ、17.5%なのかということについて、私がお聞きしたいのは、給付費が上がるという金額と国保税を上げる金額との比較でもって、今回の上げ率が決まったのかどうかについて、審査をされていると思いますので、改めてお聞かせ願いたいというのが3点目であります。

もう一つ加えてお聞かせ願いたいと思うわけですが、制度改正が24年から新たな制度がということですが、先日報道されておる中では、65歳から国保加入というそういう見出しで、新聞等で報道されておるんですけれども、この新しい制度は、賦課金の限度額等々も定めていくわけですが、地方税法を変えて、国保、本市の健康保険税条例を変えていくという流れになるというふうにも理解しておるんですけれども、これは決定の事項なんでしょうか。25年に変更すると。地方税法を変更して、そういう新たな制度にしていくということは、決定事項なのかどうか。これについても審査の中身があれば、お聞かせ願いたい。多く質問したんですけれども、わかりやすくお答え願えたらと思います。

○大同議長 文教厚生常任委員長。

○松本聖司文教厚生常任委員長 まず最初に、国保の特異性について、審査の中身がという話でございました。このことについては、委員会の中で、2年間という中で、2年後以降が見えないじゃないかという中で、理事者側の方から改めて24年度までこういうような考え方でということで、繰り入れ、遡及分の話ですね、そのことで説明をいただいた中で、その中で質疑がありましたのは、給付がふえる可能性があるのではないかと。これでは足りないのではないかとということの中で、結果として、福祉的な政策の中で赤字になれば、一般会計から新たに繰り出しても補てんをしたいということで、特異性そのものについての質疑はございませんでした。

次、24年度以降の中身があればということなんですが、25年ということですね。このことも、その過程の中で25年からは制度が変わるので、とりあえず市としては24年まではしっかり安心安全の中でこのような考え方で財政も含めてお示ししますということではございましたが、25年度以降についての審査の中身については、そのことは説明も質疑等もございませんでした。また、決定事項ということでは、当然ないだろうというふうに認識しております。

あと、17.5%の中身についてということですが、どういう審査があったのかということで、そういう意味では、今回も国保運営協議会の正副会長さんに来ていただいたのも一つはそこにあったのかなというふうに思っております。A案、B案、C案、また、国保の運営協議会

十

の中では、これではとてもだめだ、もっと低い案をとというようなこともあったようですが、A案でありますと、結果的には、1回の負担が大きくなりすぎる、C案でありますと、また翌年に値上げというようなこともされる中で、最低、2年間、3年間、当初は2年間という中での17.5%だったと思っておりますが、最終的に遡及分も含めて繰り入れる中で、3年間は値上げが回避できるということの中で、17.5%が決まったというふうに審査の中で確認させていただいたということでございます。

（「議長、暫時休憩をお願いします」の声あり）

○大同議長 暫時休憩いたします。

~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~

○大同議長 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

文教厚生常任委員長。

十

○松本聖司文教厚生常任委員長 25年度以降の話を少し訂正させてください。25年度以降、全く審査がなかったのかということで、そのようなこととお話させていただきましたが、私の勘違いでありまして、そのときに資料の提出、これは資料3というものを提出いただく中で、例えば、その中に市町村国保などの負担増に十分に配慮する。また、⑥の市町村国保の広域化につながる見直しを行うと、こういうような説明をいただきまして、そういう意味で、委員の中からその後についての説明をいただいた中で、それ以上の質疑はなかったということでございます。

（「もう1点、国保事業の使命について審査はなかったということですね」の声あり）はい。

○大同議長 奥野議員。

○20番 奥野議員 今、いろいろお聞かせ願いました。そういう中で、国保事業の使命、また国保会計の特異性の審査はなされていないということでもあります。私、少し時間をいただきまして、やはりこの辺はしっかりと市民の皆様にも知っていただくということで申し上げたい。その中で質問も、次、質問をしていきたいということでお許しを願いたいと思うわけですが、国保事業の使命につきましても、国民健康保険制度は、昭和13年、農山漁村貧乏の対策として発足以来、ほかの保険に加入できないすべての国民を対象として、国民皆保険を達成し、その使命の重要性を強調されながらも、今なお幾多の問題が山積みしていて、保険者の頭の痛い問題の一つであります。

しかし、国保事業は、福祉国家建設の一役として、地域住民のあすへの活動の健康を守るものだけに、市町村の仕事のうちでも最も行政的地位が重く、大きな使命を持っています。我々の日常生活において、病気は最大の脅威です。これまで、和やかな平和な家庭でも、不幸にして病に陥った場合の負担が、幸福な家庭を一挙に不幸のどん底に突き落とす例が多く、医療保険制度は健康で文化的な社会を築く上においても、最も基本をなすものであり、我々が病気にかかったとき、医療保険を利用しないで済む人が一体どのくらいいるのでしょうか。あたりを見回しても、見てください。皆無だと思えます。こういう書き出しで、国保事業の使命ということが専門、また解説書には書いてあります。

そういう中で、今回、国保の経営に関して、17.5%、言い方を変えるなら、約2割の値上げをするということについて、この京丹後市の経済状況、そしてまた、全国レベルで見ても沖縄、都道府県における所得、一番低い沖縄よりも低い所得の地域、この京丹後市において、この不況の中において、今回の17.5%の値上げが本当にどうなのか。妥当なのかどうか。市民の生活苦に対して、さらに追い打ちをかける結果になるのではないかというその辺の、国保会計に限らず、市民全体の生活を見た中での審査の中身があればお聞かせ願いたいと思えますし、また、一般会計からの繰入金についての審査がなされておりましたら、それについてもお聞かせを願いたいと思えます。

委員長、この国保事業の独立採算制、特異性、そして、一般会計からの繰入金の扱いについては、当然、慎重であるべきだという意見も審査の中ではあったことと思うわけですが、ここで先ほども申しました2億4,000万の組み替えが決まったわけですね。後先別になりませんが、来年度の予算について。そういう中で、では、この2億4,000万円を入れたときに、あと幾ら足りないのかという審査の中身、ある議員からいただいた資料によりますと、約9,000万円の不足になるだろうという試算が一方であるようですけれども、それらについて、2億4,700万、約2億4,000万と申し上げます、についての見解というものを、もう一度お聞かせ願いたい。ないということですが、何かあれば、もう一度お聞かせ願いたいと思えます。

ここで、一般会計の繰入金等々についての考え方が説明書にもあるわけですが、一般会計から資金を繰り入れるためには、相当の公正な理由がなければ、単に財政が苦しいからというだけでは、この繰入を正当化することができない。こういうことがしっかりと書いてあるわけですね。そういう中で、このことと、きょう現在の京丹後市の経済状況と見たときに、先ほども、先ほどですね、例の1市10町の旧町の組合からの5億円のこのお金の使われ方等も、臨時的に

こういうものから今回2億4,000万を入れるということが決定したという中で、その後足りない約9,000万というシミュレーションの数字をもとに考えたときに、こういうものからの流用というものも当然考える、先ほど安易にということを示しましたが、一般会計からの繰入金については、慎重にしなければならないということがありますけれども、こういう大きな市民の生活環境の中で、そういう財源を繰り入れていく、手当をしていくという意見、考え方、審査の中身が、2億4,000万円については後出しになっておるわけですが、それらについての討議があったのかなかったのか。審査があったのかなかったのか。それについてもお聞かせを願いたいというふうに思います。

○大同議長 文教厚生常任委員長。

○松本聖司文教厚生常任委員長 経済状況も含めた京丹後市の状況を見た全体の中で、今回の値上げをどうだというそういう審査があったのかということですが、資料の中で、いただきました京丹後市の京都府下の他市町村と比べたそういう意味での所得、また、値上げをしたときの所得に占める割合ですね、それが上から4番目になる、そういうような資料の提出をいただいたそういう中で、その資料をいただいた後に、これでいいのかというような質疑はございましたが、その資料の説明をいただいたということでもあります。

あと、繰り出しについての2億4,700万のことです。先ほども少しお話をさせていただきましたように、24年度以降の状況が全く見えないという中で、市の方から法定繰り入れ、これ、事務費の繰り入れの分ですね。これが16年度から20年度の部分が、9,529万9,000円、それから法定外の繰り入れ、これ理屈にかなったということで、地単事業分についてということで、これ、17年度分から20年度分の4年間ですが、16年については、1年繰り越しのお金になるということで、16年分については示していただいておりますが、合計で1億5,205万8,000円、このことをむやみに繰り出すということではなくて、過去に理屈としては繰り出し可能だった分を、今回の中で繰り入れたいとそういうような説明をいただいたということでございます。

○大同議長 奥野議員。

○20番 奥野議員 手元にことしの1月28日の京都新聞の記事があります。京都市国保料0.1%値上げという記事であります。本市は17.5%。京都市は0.1%。0.1%の値上げでも、このように大きく取り扱われる。本市の17.5%の値上げということであれば、1面ではなしに見開き2面に取り上げるような見出しになる。それだけの率であるというふうに思うわけですが、今、他市との保険料、保険税の問題ですけれども、他市と比べてもそうということで

す。私は、先ほど委員長、所得の低さ、この不況の状況ということを申し上げた。同じ1,000円でも、1,000円の価値が違ふと私は思えてならないんですね。よその方々が1,000円でも、京丹後市においては3,000円にも4,000円にもなるのではないか。そういう視点での審査の中身があれば、お聞かせ願いたい。他市との比較は、私どもも資料で、グラフで示していただきました。しかし、他市と、その生活状況の中での保険税の負担の重さ、もとい、負担の重さというのは訂正します。負担のありようについて、審査の中身がお聞かせ願いたい。

(「暫時休憩をお願いします」の声あり)

○大同議長 暫時休憩します。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○大同議長 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

文教厚生常任委員長。

○松本聖司文教厚生常任委員長 休憩前にいただきました京丹後市の経済状況、また、可処分所得が大変低い中、値上げ云々についての審査があったらということで、少し議事録を読ませていただく形でお答えさせていただきたいと思います。

質問としては、特に心配しているのは、本当にこの時期上げる、値上げをする、それが計算上、平均17.5%で、本当にこれだけで済むのかなと。国保だけではないですよ。いろいろのものが、今の世の中、いろいろのものが上がる中で、今は国保のことですけど、市民生活全体からいったら可処分所得ももっとも減ってくる。それは、政治判断で担当課、市長に聞かないといけない話になるんですが、こういう状況の中で4月1日に値上げをすることで本当にいいんですかと、こういうような質問がございまして、その中で、答えということでちょっと読ませさせていただきますが、全協のときにもおしかりをいただいたんですけど、可処分所得は大変我々の中では低い。他市と比べてということなんですが、どの町も国保の問題については一生懸命悩んでおられて、それなりの水準でしていただいていると。我々のところは上がる率は大幅なんですけど、一応、着地ベースで見ても、名目で言うと、まだ下から数えた方が、ただ、実質で言うと、当然、可処分所得の中の割合でいくと高くなってしまふとは言える状況ではあるが、今後、誠心誠意説明をさせていただきたいと思っています。こういうような答えをいただいているところで

ございます。

○大同議長 ほかにありませんか。森議員。

○18番 森議員 18番、森です。そうですね、3点か4点にわたるかもしれませんが、この条例の問題で、最大の気になりますのは、今、若干、京丹後市における経済や市民の暮らし等についての討論の内容があったわけですが、まだほかにもあったのではないかなというふうに考えますので、いうのは、この17.5の値上げの影響ですね、先ほども気になりましたのは、これを上げたとしても下から4番目だというのが委員長報告の中、文書ですか、「上から」の声あり」)上から。京丹後市の場合は、非常に所得が低いので当然ですし、それから医療費も少ないんですね。後期高齢者でなぜ郡部と分けて緩和措置を5年間とったか。それは、異常に医療費が少ないということも問題があったですけれども、例えば、奥野議員も若干言われましたけれども、国民1人当たりの所得が、最高が東京の454万円、最も低い沖縄が205万円、京都府は299万円、京丹後市は、この間の一般のときに若干発言をしましたが、あのときは丹後全体でしたので、京丹後市は193万8,000円。平均の65.7。105万も少ない。こういう実態を本当にしっかりと審査されたのかどうか。

例えば、今農家が大変なんですね。この予算の資料説明の中でも、農業所得は21年3,700万の赤字なんですね、全体で。全体ですよ、これは。ところが、農家はどうかというと、田畑やそれなりの家も大きいとか、資産割が高いんですね。それから、業者のところでも町中によれば、資産割合が非常に、固定資産税が高い、資産割合が非常に高い。まさに商売や営業や暮らしに直撃するというそういう内容の議論が、当然もっとあったのではないかなと、具体的に。この点がどうなのかという問題。

それから、委員長報告の中にもありましたけれども、資料、こう言っていますね。資料提出が非常に不十分だったと。委員会で指摘をして、新たな考え方による資料が出てきたと言いましたね。とんでもない話ですよ。全協や条例提案のときに当然出しておくべきもの。問題になるような資料を出さずして、これは意図的に隠したのと違うかと言われたって仕方がない。本来、この時点で、もう1回、全議員に説明する必要があるのではないかということと言われてもしょうがないのと違うかと。その辺がどんな資料であって、どういうものであったか。そういうものが問題にならなかったのかどうかという点ですね。

それから、国保の運営協議会、これは私も運営委員会の委員をしているときの経験があるわけですが、値上げか何かだったかもわかりませんが、そのときにも。市の側が異常に必死になって説明をして、結局は、言うならば民主的な運営の中で十分審議を尽くすということになる

よりも、改正あり、値上げありとしての説明をやったがゆえに、結果として、委員さんも賛成に回らざるを得なかったということがあったわけですが、その辺がやむを得ないとなったという経過の中における正副会長が、ほかにもどのような意見を言われておったのか。

3点にわたりますけれども、まず、その点、いかがだったでしょうか。

○大同議長 文教厚生常任委員長。

○松本聖司文教厚生常任委員長 市内の経済状況の中で、個別の事業者、業種といたしますか、そういうような形での審査はいたしておりません。

そして、資料の関係ですが、一つは繰り入れの関係だったと思います。それは、2年間、22年、23年間しか見れない中で、24年以降の赤字をどうするんだという中で、過去の2億4,700万円の資料が、遡及分という形の中でそれを財源に充てたいというのが一つだと思っております。

もう一つは、滞納繰越分の関係であります。言わせていただいたと思うんですが、当初は9.何%だったでしょうか、それが予算措置で考えていたんだけど、今以上に滞納分についての徴収強化をしていく中で、20%を見させていただきたいと、そういう数字が出てきたというのが資料の関係でという形であります。

あと、国保運営協議会の正副会長の、ほかにどんな意見があったんだということでございますが、基本的には、運営協議会の中の附帯意見ということの中に集約しておるのかなというふうに思っております。あと、それ以外でということでは言わせていただいたら、こういう大変な経済状況であるので、議会としてもしっかりと意見書を出してほしいという、それが、それ以外では新たにあったことかなというふうに思っております。

○大同議長 森議員。

○18番 森議員 それでは、私はこの17.5の値上げの問題で、実態的に国保世帯にどう影響するかという議論がもっともあって上での結論であったのではないかなという思いがあるんですけども、それ抜きの委員会で結論を出すということは、私にはとてもじゃないけど考えられないというふうに思うんですけども、その辺は、委員会として、委員長はこの審査を十分にしたかどうかという点について、どう考えておられますか。

○大同議長 すみません。委員長の考えを聞かれたように思われるんですが、委員長の考えという形では、これは委員会の審査の報告ですので、よろしく申し上げます。訂正をお願いします。森議員。

○18番 森議員 討論でいろいろと出されておりますけれども、委員会としてのその辺の質疑

や意見や討論の中はどのようなものであったのかという点はいかがでしょうか。

○大同議長 文教厚生常任委員長。

○松本聖司文教厚生常任委員長 先ほど報告させていただいたことに尽きるのかというふうに基本的には思っておりますので、それ以上のことではないと思っております。

○大同議長 田中議員。

○17番 田中議員 17番、田中です。二つ伺います。一つは、国保加入者の構成と申しますか、構造的な変化が大きな問題として言われています。京丹後市においても、先ほどからありますように、失業者でありますとか、加入世帯の所得自身が減少傾向を示してきているということと、収納率の年々の低下、平成17年から21年度の見込みを見ましても、2%を超える収納率が低下をするというような内容と、先ほど言いました国保加入世帯の、あるいは加入者の構成です、構成のこの間の変化について、審査をされたのかどうか。

もう一つは、京都府の激変緩和の支援金を借りるということで、1年1億使うということなんですが、これがなければ、恐らく20数%の引き上げをしないと収支があわないという状況だと思います。今日までこういう状況が放置されてきたと。到底こんな負担は市民にいきなり求められないという点での撤回を求めるような内容での審査内容はあったのかどうか、伺っておきたいと思えます。

○大同議長 文教厚生常任委員長。

○松本聖司文教厚生常任委員長 後半の方からさせていただきます。撤回を求める、条例そのものは撤回を求めて1年先延ばしをして、報告させていただきましたが、1年先延ばしをされて、この1年の中でしっかり値上げ前に市民の理解をいただいた後に検討されてはどうか。また別の方の質疑の中では、17.5%ではなくて、もう少し税率を落とす中で、値上げということは考えられないのかという質疑がございました。そういう中で、答弁としては、そういう形にしますと、報告させていただきましたが、後の上げ率が非常に高くなるので、今が決断の中ではこれ以上、先延ばしにはできないという、そういうような答えをいただいたところであります。

あと、国保の構成員の関係であります、これ、どう変化したかということがあったかどうか記憶がちょっとあいまいなんです、他市と比べた場合に、例えば、前期高齢者の割合が非常に高いという、そのことが財政的に悪い影響も与えているのではないかと、これは推測の話だと思えますが、そういうような説明はいただいていたというふうに思っております。

○大同議長 ほかにありませんか。これで質疑を終結いたします。

次に、議案第55号について、質疑を行います。これで質疑を終結いたします。

以上で、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。文教厚生常任委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

平成22年3月19日

京丹後市議会

議長 大同 衛 様

産業建設常任委員会

委員長 松田 成 溪

委員会審査報告書

本委員会に付託された下記の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから会議規則第100条の規定により報告します。

記

1. 付託事件及び決定

議案第49号 京丹後市水道事業基本計画（見直し）の策定について

原案 可決すべきものと決定した。

議案第50号 京丹後市水洗化計画（見直し）の策定について

原案 可決すべきものと決定した。

議案第53号 財産の取得について《（仮称）ふるさと活性広場整備用地》

原案 可決すべきものと決定した。

議案第54号 市道路線の認定について《鹿野林ヶ谷線》

原案 可決すべきものと決定した。

議案第64号 市道路線の廃止について《下湯田1号線》

原案 可決すべきものと決定した。

議案第65号 市道路線の認定について《下湯田1号線》

原案 可決すべきものと決定した。

2. 審査の経過

3月4日 議案第53、54号について所管部長等から説明の聴取、現地審査及び審査のまとめ並びに決定

3月10日 議案第49号について所管部長等から説明の聴取

- 3月11日 議案第50号について所管部長等から説明の聴取
- 3月19日 議案第49号について現地審査及び審査のまとめ並びに決定
議案第50号について審査のまとめ並びに決定
議案第64、65号について所管部長等から説明の聴取、現地審査及び審査のまとめ並びに決定

○松田産業建設常任委員長 それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の報告を行います。

本委員会に付託された下記の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから会議規則第100条の規定により報告します。

記。1、付託事件及び決定。議案第49号、京丹後市水道事業基本計画（見直し）の策定について、原案可決すべきものと決定した。

議案第50号、京丹後市水洗化計画（見直し）の策定について、原案可決すべきものと決定した。

議案第53号、財産の取得について《（仮称）ふるさと活性広場整備用地》、原案可決すべきものと決定した。

議案第54号、市道路線の認定について《鹿野林ヶ谷線》、原案可決すべきものと決定した。

議案第64号、市道路線の廃止について《下湯田1号線》、原案可決すべきものと決定した。

議案第65号、市道路線の認定について《下湯田1号線》、原案可決すべきものと決定した。

次に、審査の経過でございます。3月4日、議案第53、54号について所管部長等から説明の聴取、現地審査及び審査のまとめ並びに決定を行いました。3月10日、議案第49号について所管部長等から説明の聴取を行いました。3月11日、議案第50号について所管部長等から説明の聴取を行いました。3月19日、議案第49号について現地審査及び審査のまとめ並びに決定を行いました。議案第50号について審査のまとめ並びに決定を行いました。議案第64、65号について所管部長等から説明の聴取、現地審査及び審査のまとめ並びに決定を行いました。

次に、議案審査の概要を報告いたします。

議案第49号、京丹後市水道事業基本計画（見直し）の策定についてであります。内容については既に説明が終わっておりますので、省略いたします。

主な質疑をご紹介します。統合計画を提出することにより、補助金が受けられるということだが、この統合計画というのは、簡水と上水の統合ということか。答え、28年度には一つの水道事業、企業会計の水道事業にするという計画だ。

問い、それは、管もつないで、会計も統合させる統合なのか。管をつながなくても、会計を統合するという意味なのか。答え、本来は、管を全部つないで施設を減らし、効率的にしないと統合というのは意味がない。しかし、28年度までにそれを全部行うことは不可能だ。そこで、経営統合やむなしということだ。

問い、小規模水道についてはどうなるのか。これについては、統合して企業会計でやっていくには、財政的に成り立つかがどうか、これが問題だ。今後、議論が必要になる。簡水と上水の統合は、これで決まるのかというそういう意味の質問に対しましては、今回の見直しの中で、水道事業統合については、結論を出すには至らなかった。そこで、今後、5年間の期間を設けて、いろいろ検討していく中で、市民の理解を得ながら進めていくことにさせていただいたということでございます。

簡水統合後の財政の見通しはという質問がありました。これについては、感覚的には、簡水の赤字部分を上水道が引き受けるというそんな形だ。上水道は28年度までは割に健全会計でいく。簡水はぎりぎりのところでいく。負債は大きなものが残っている。そういうことを考えると、できるだけ上水道を健全に保って少しの間ぐらひは簡水を抱え込んでいけるくらいの資金が要するという感覚は持っている。いずれにしても、簡水と上水を統合するということになれば、やはり料金のことは考えていかなければならないという見通しは持っているというようなことでございます。

次、簡水は、現行の料金収入では厳しい。そこで22年と31年度の料金引き上げも含めた今回の計画と受けとめていいか。これにつきましては、あくまでもこれは整備計画だ。この中で料金改定をするというようなことは場違いだ。料金改定については、改めて条例改正という形で提案させていただくというのが本来だけれども、財政見込みなしの計画はあり得ないということがあるので、一定の考えは示したということである。

次に、参考資料3の簡易水道特別会計の財政見込みだが、23年度に1.13倍にするということは、上水の料金と同じにするということ、その後、31年にさらに1.11倍を値上げされると、上水を上回るということか。これにつきましては、これはあくまでも簡水、上水、それぞれ別の会計としてシミュレーションしているということでございます。

次に、料金の値上げについては、市民に納得してもらえるような取り組みが必要だと思うがどうか。これにつきましては、そのことについては、この基本計画を策定すると同時に、財政の見込みについても公にする中で議論していただいて、その中で市民の理解を求めていきたい。そのためには、いろんな場で説明していかなければならないと考えている。

質疑につきましては、以上にしたいと思います。

討論では6名の委員から賛成の立場での討論がございました。要点をご紹介します。平成28年度をめどに簡易水道の広域統合事業を進めることは、多くの簡易水道を抱える本市にとっては、将来の経営基盤の強化に大きな意味を持つ。上水道事業については、平成26年度の合併特例債終了までに内部留保の充実に努め、経営統合後の老朽管の更新や、施設の改良などに対応できるようさらなる経営改善を臨む。また、小規模施設や未普及地区に対する対応は、今後の大きな検討課題である。簡水と上水の経営統合を目指すということであれば、現在の別々の料金体系は、市民の理解が得られるものではなく、一本化することが合理的な考えであると思う。早急に今後検討し、将来の負担のあり方と、安定経営の道筋を市民に示し、理解が得られるようにしっかりと準備されたいというものでございます。

次の意見でございます。安全な水を安定して供給することは自治体の役割であると同時に、国としても大きな責任のある事柄だ。国庫補助が統合を目指す場合に限定されるということで、やむなく統合になっていくということだが、地理的にも人口的にも厳しい簡易水道事業に対する支援は、引き続き政府に求めていく必要がある。計画は老朽化した施設を国庫補助も受けて整備するというので、大事な事業であり、推進することが求められる。あわせて料金のことだが、これは計画とは別だとは言われるが、将来的には上げざるを得ないという方向が示されている。しかし、上水道を下げるとか、一般会計からもっと支援するとかいう方法も将来的には検討する必要がある。経営統合するまでの平成23年度に引き上げていくという内容もあるが、私は、実質的に経営統合されるときに見直すのが妥当であろうという意見を持っている。そういう点から、国に支援を要請すると同時に、料金の改定についても慎重な方向を探っていただきたい。

次の意見でございます。安全で安心、しかもおいしい水を供給することは行政としての務めである。施設の更新には大きな投資も必要となる中、料金収入は人口減少に伴い、減少傾向となっている。そういう中で、歳出を抑える方法として、人件費が削減できるよう専門技術やノウハウを兼ね備えた職員の退職者を嘱託職員として再雇用することも考えてはどうかということを提案する。計画はおおむね賛成できる。

次の意見でございます。本市では、簡水水道が非常に多いという中で、それぞれの地区で単独で水の供給を図っていくということは、将来的にも非常に困難性がある。28年度までは国の補助があるという中で、安心して安全な水を安定的に市民に供給していくことは大切なことであり、計画の見直しには賛成する。

次の意見でございます。本市の水道計画策定後5カ年が経過したが、そうした中で、簡易水道

と上水道の統合の方向に向かっていかざるを得ない状況にあると思う。その中で、投入する資本の確保が求められているが、それについては国の補助を求めるという方向でないと、市の財源だけで賄うことができない状況にある。また、それを料金に上乗せすることは、住民の暮らしを圧迫することになる。それについては、今後の大きな課題だ。したがって、見直しはせざるを得ないが、財源をどこに求めるかを確立していくことが必要だ。

次、厳しい財政状況の中ではあるが、水は市民の生活になくてはならないものなので、見直しはしていくべきだ。安全な水を安定して供給することが前提なので、料金も一律の水準に高めて、よりよい方向に持っていくべきだと思う。

以上が、意見でございます。

採決の結果、賛成全員で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号、京丹後市水洗化計画（見直し）の策定についてにつきましての審査の概要を報告いたします。これにつきましても、見直しの内容につきましては、既に説明がなされておりますので、省略いたします。

主な質疑をご紹介します。網野町の下岡地区が当面、個別処理区となっていることについて、多くの質疑がございました。ご紹介いたします。下岡地区が当面個別処理区域となっているが、いきさつも含めて、もう少し詳しく説明をということでございます。これにつきましては、経済比較の結果では、集合処理が有利ということだが、網野処理区のスケジュールを考えると、目標年次の32年度までに整備ができない区域を、当面、個別処理とするという扱いにしている。暫定的に個人設置型の浄化槽区域ということだ。網野処理区全体のスケジュールだが、離湖の水質浄化を基本としているので、下岡地区は一番後の方になってしまう。集合処理で残しておくというのが、当然だと思う。しかし、今回の見直しで目標年次まで10年間ということであるが、公共下水道だと7年くらい前に認可を受けないと事業ができないという制度になっている。認可を受けたところは、個人設置の補助金を受けられないことになる。それを防ぐために、今回、当面、個別処理区とした。この判断に至る前に、地元の意見も十分に聞かせていただいた。すべて説明した上で、区でアンケートをとられ、その結果、こちらを選ばれる意見が過半数を占めた。そういうことも含めて判断させていただいた。

暫定的ということの意味はということでございます。この計画は、5年単位ぐらいで見直しが行われると思うので、仮に5年後に見直しがあったとき、集合処理区に変更するということはあり得る話だ。個人設置型にすると、補助金はあっても、結構な自己負担分があること。将来、集合処理になった場合には、リスクとして撤去の問題、接続加入金の問題などがあることは確認して

あるということか。これにつきましては、そのとおりだ。設置費用も補助金はあっても、60万円ぐらいの個人負担がある。将来、そこに公共下水道が入ってきたら、接続義務が発生する。接続するときには分担金が必要。そういうことは説明してある。

以上が、個別処理区にかかわる質疑でございます。

次に、今回、個別処理に移行する地区への説明会はという質問でございます。この計画の中間案を作成した段階で、地区の代表者3名に出席いただいて、エリアごとに説明会を行った。この計画が通れば、広報紙でお知らせするとともに、集落まで行けるかどうかはわからないが、地区の代表者に集まっていたいただいて、説明をさせていただく予定だ。

次でございます。鉄道や河川の横断というのはどれくらい費用がかかるのか。鉄道の横断は、推進工法で行う。およそ1メートル当たり30万円程度ということで、1,000万円ぐらいかかる。また、河川は、河床から5メートルくらい下を横断しなければならない。これもメーター30万円ぐらいかかる。河川の方が鉄道より長いので、たくさんお金がかかる。また、水道橋とって、単独で橋をかける方法もある。国の指導は、できれば推進工法でいけということだ。橋にくっつけるという方法は、橋の耐荷重の問題があり、基本的には認められない。

最後に、この計画の施行は、いつごろになるか。これにつきましては、手続が必要なので、早くても7月ぐらいにならないかと思う。

以上で、質疑の紹介を終わります。

討論では、3名の委員から賛成討論がございました。ご紹介いたします。合併以来、水洗化にかかわる市債が増大している。災害発生という突発的な出来事でも起これば、財政に大きな影響を及ぼすことになり、常に財政見込みを精査し、場合によっては短期見直しもあってもよいのではないかと。水洗化については市民の期待は大きく、計画どおりに進めていただかなくてはならないと思う。新たな取り組みとして、普及推進員の設置が計画されているが、これに期待をしたい。また、料金については、水を大量に使う営業店などは別料金体系にするなどして、接続率の向上が図られればよいと思う。

二つ目の意見でございます。本市の水洗化普及率は56%で、府下でも低く、早急に解決することが求められている。今回の見直しで、水洗化率70%を想定して、これを早期に達成するという見直しで、浄化槽設置地域の拡大を図っていくと事業費も130億円ほど減額になるという点ではよいと考える。経済的に厳しい状況が続いているので、しっかりとした支援策を講じる必要がある。財政見通しの中で、料金の見直しが提起されているが、住民にとっては大きな問題だ。豊岡市では、かなりの額が一般会計から投入されている。行政が本当に重要な事業だと位置づけ

れば、そういう支出も可能だと思し、市民の負担を抑えて、加入促進を図るという点では、そういう方法も検討する必要がある。

三つ目の意見でございます。今回の見直しは、既計画の目標年次37年を32年度へ変更した点が最も大きな変更点であり、人口減少、財政状況、耐用年数、住民の意向、普及率の早期向上などの要因、さらには京都府水洗化計画の見直しとのすり合わせが行われた。その結果、集合処理区域から個別処理区域への変更などにより、132億円の事業費の削減や、普及率、また接続率の向上に関する取り組みが主な改正点であり、財政負担の軽減や早期接続の促進など、課題の改善を具体的に見直した点については評価できる。財政見込みについて、平成30年代には公債費が20億円に迫り、また、平準化債4億円が想定されるなど、負担の増加が予想され、接続率の早期向上は喫緊の課題である。一方、事業進捗に伴う収支の影響も懸念され、一般会計からの繰り入れの考え方について、十分検討すべきであるなどの意見がございました。

採決の結果、賛成全員で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号、財産の取得につきまして、ご報告申し上げます。この非農用地は、旧大宮町時代、農村振興基本計画に基づいて行われた河辺西部地区土地改良事業によって創設されたものでございます。この土地の活用計画は、当初、保育所、

○大同議長 委員長、報告はできるだけ簡略にお願いしたいと思います。

○松田文教厚生常任委員長 わかりました。途中省略します。今回、この非農用地のうち、多目的広場とされている部分の一部を（仮称）ふるさと活性広場の用地の一部として、この土地を京丹後市にかわって先行取得していた丹後土地開発公社から本市が買い取るものであります。

主な質疑を少しご紹介申し上げます。一部しか買わないのはなぜか。予算の関係だ。残りは22年度の予算で買収する予定だ。広場の活用の仕方についての地元との関係をもう少し詳しくということでは、河辺地区で昨年8月に、河辺地域づくり計画策定委員会を設立していただき、その委員会で広場の活用の仕方について検討していただいた。その結果、朝市や夕市での地元の農産物の販売、フリーマーケットやミニコンサートの開催、子供の遊び場、防災広場などで活用する案になっている。河辺地区も含め、周辺4地区にも呼びかけ、さらに話し合いをしながら進めていきたいということでした。

反対討論、賛成討論ともにありませんでした。採決の結果、全員賛成で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号、市道路線の認定について《鹿野林ヶ谷線》についての審査の概要を報告いたします。この道路は、国道178号線の久美浜町鹿野地内の道路改良工事に伴い、旧道とな

る区間について市道認定を行うものでございます。延長は111.9メートル、この道路沿いに桃畑2枚がございます。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号、市道路線の廃止について《下湯田1号線》についてご報告申し上げます。京都府の府営住宅湯田団地の整備に伴い、廃道とした市道路線の廃止を行うものであります。

討論はなく、採決の結果、賛成全員で原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第65号、市道路線の認定について《下湯田1号線》、京都府の府営住宅湯田団地の整備に伴い、新設した市道路線について認定を行うものでございます。幅員は6.0から11.6メートルでございます。延長は28.7メートル、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○大同議長 委員長の報告は終わりましたが、ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○大同議長 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第49号について質疑を行います。森口議員。

○4番 森口議員 4番、森口です。水道事業計画の見直しの中で、かなり質疑もたくさんあったと思うんですけども、財政見通しの関係と、料金のあり方の部分で伺っておきたいんですが、特に、気になりますのは、一応、仮置きとして平成23年度に簡水の方の料金改定について、一定、数字が示されておるという中で、先ほど委員長のご説明の中には、市としての一定の考えを示したというような説明があったということでしたが、その中で、仮に23年度仮置きということになりますと、22年度の中で、当然、市民の理解なりを得ていくということになると思うんですが、この計画が可決をいただければ、その後、公表をされてというご説明は受けていただいていたと思うんですが、具体的に市民に対してどういう説明をされると、簡水のそれぞれ地域ごとの説明会みたいなものがあるのか、あくまで広報紙的なものでされるのか。そのあたりについて、審査の中身がありましたら、お示し願いたいというふうに思います。

○大同議長 産業建設常任委員長。

○**松田産業建設常任委員長** これにつきましては、先ほど質疑の中で紹介いたしましたような内容でございます。それで、これが決まれば、広報紙で皆さんにこの計画についてお知らせをして、そして、あとは表現を借りますと、いろんな場で説明をして理解を求めていかなければならないという、そういうようなことでもございました。

○**大同議長** ほかにありませんか。これで質疑を終結いたします。

次に、議案第50号について質疑を行います。松本聖司議員。

○**12番 松本聖司議員** 12番、松本です。審査の中身ということで少しお伺いしたいんですが、水洗化計画の中の計画の目的の中に、より効果的な事業の推進と公共用水域の水質保全、さらには生活環境の改善を目的として、今の計画は18年の9月に定められたとこういうふうにあるんですが、政策過程の説明の中にもあるんですが、132億円の経済効果ということは示していただいておりますが、本来、水洗化の目的は、環境に与える負荷を減少する。早期水洗化で5年間の前倒しもそこにあるんだろうというふうに思っているんですが、この環境に与える負荷、メリットですね、これが説明の中にも全く出てこない、委員長報告の中にもなかったんですが、このことに対する審査ですね、早期水洗化をされることのメリット、また、逆に集合処理から個別処理に変わることのメリット、デメリットの関係もあわせて、審査の内容がありましたらお願いしたいと思います。

○**大同議長** 産業建設常任委員長。

○**松田産業建設常任委員長** まず、早期水洗化を行うことのメリット、デメリットというこの点についてですが、審査の中身をちょっと思い出しているんですが、これまでの計画だと、集合処理区域が今よりもたくさんあるわけですが、そうしますと、水洗化の格差、早くできるところと、それから、遅くできるところとのこの差が、時間的にかなりあるというそういうことが短縮をされるという、そういう今回の計画によってメリットがあるのでは、そういうようなことが話し合われておりました。

供用開始までの期間がつまり短縮をされるというようなことですね。それから、あと、デメリットとしては、個別処理にした場合は、敷地がない場合にどうするかというような問題が起こってくる。それから、個別処理の場合は、家屋周辺の臭気がやはりあるというようなこと、それから、さっきの敷地の問題ですと、都市計画区域の場合は、原則として各戸ごとに浄化槽を設置しなければならないというようなことがあって、これをどうするかという問題も発生をしてくるとい問題などもあります。

それから、個人負担の場合、個別処理の場合は、ポンプ設備及びブローアの電気代とか、保留管

の20メートルを超えた場合の工事費とか、そういう負担が個人処理の場合は発生するとか、あるいは、個別処理の場合は、建設の手續が複雑だとか、それから、洪水のときに、やや弱いと、個別処理の場合は、そういうようなことが審査の中では個別処理のデメリットにつきましてはありました。ちょっと余りまとまっていませんけれども。

○大同議長 松本聖司議員。

○12番 松本聖司議員 そうしましたら、前段の部分については、早期水洗化によって環境の負荷が減るということはあっても、具体的などの程度環境に、いや、また海や川に対する負荷の減少や、あるいは地域に対しての負荷がどの程度減るかということにはなかったということによろしいのかということ、あともう一つ、集合処理と個別処理の関係では、例えば、臭気のおい、僕も資料をいただいたんですが、臭気のおい、それが個人差があるんですが、そのことが非常に大きなデメリットになり得るのかどうか、そういう突っ込んだことがあるのか、また、施設そのものの耐用年数、こういうこと、また、個別処理と集合処理の放流する水質についての差、放流する水に対しての差がどの程度あるのかどうか。こういうような審査もありましたかどうか。あわせてお願いします。（「ちょっとお待ちください。放流する水についての」の声あり）集合処理と、大きな目的の一つには、環境の負荷に優しいということがあるわけですから、集合処理から出す水と、個別処理から出す水の環境の負荷について、突っ込んだ審査があったかどうか、伺っています。

○大同議長 産業建設常任委員長。

○松田産業建設常任委員長 早期水洗化を行うことによって、環境に与える影響にどのような効果があるかという、この点につきましては、いただいている資料の中にあるんですが、この内容の説明をいただいたというそういうことでありまして、これだけ改善されるとか、そのような審査はありませんでした。

それから、個別処理と集合処理によって、放出される水に差があるかということ、水質に差があるかということですね。これについては質疑がありませんでした。そこまで、はい。

○大同議長 ほかにありませんか。これで質疑を終結いたします。

次に、議案第53号について質疑を行います。これで質疑を終結いたします。

次に、議案第54号について質疑を行います。これで質疑を終結いたします。

次に、議案第64号について質疑を行います。これで質疑を終結いたします。

次に、議案第65号について質疑を行います。これで質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。産業建設常任委員長、御苦労

さまでした。

以上で、付託された議案審査結果について、各常任委員長の報告は終わりました。これから議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第3号について、討論を行います。反対の方からお願いします。反対の方はありませんね。それでは、討論がありましたらお願いします。（「反対の方じゃなく、賛成の方、言わないと」の声あり）反対の方、ありませんねということだったので、その他の討論はありませんかということによっております。森議員。

○18番 森議員 18番、森です。賛成討論を、100%の賛成ではありませんけれども、一応、公債権、私債権を整理をするということは、国の法律の定めができましたので、当然、すべき内容になるのではないかなというふうに考えます。

問題は、徴収に、強制執行等をする場合にやっぱり十分にそれまでに未納者に対して話し合いをしていくということが基本的には最も大事ではないかなというふうに考えております。そういう点では、この条例の中にも8条にありますように、徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止等については、この条例に定めておるとおり、事前に強制執行に踏み切る場合には、十分なことをやっていくということが非常に大事になってくるのではないかなというふうに思います。

そういう点で、過去の税等の差し押さえの数字を結果見てみますと、この中には問題があると思われるものの差し押さえ、換価の部分がある。例えば、年金もこの中に入っています。国会の中では、これについてはしてはならないということになっていますけれども、京丹後市については、年金、それから業者にとっては資金繰りに大変困難を来す売り上げ等についても差し押さえ、換価をしております。そういう点では、こういうことがないように、この運用に当たっては、配慮していくという点を徹底をしていくということを意見として申し上げて、賛成討論としておきます。

○大同議長 ほかにありませんか。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第3号について採決いたします。議案第3号 京丹後市債権の管理に関する条例の制定について、本議案に対する総務常任委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第6号について採決いたします。議案第6号 京丹後市合併特例措置逡減対策準備基金条例の制定について、本議案に対する総務常任委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、討論を行います。反対の方。森議員。

○18番 森議員 反対討論をいたします。

この条例の提案理由の中にありますように、いわゆるまちづくり基本条例、一般的に言われる自治基本条例、これらに基づいて新たに条例を、まちづくり委員会条例をつくるというものでありますけれども、これは、既にまちづくり協議会、地域振興協議会、この中で、答申がなされております。それで、似たような内容に、この条例を見ますと、例えば、2条でこうなっております。地域振興協議会及び地域まちづくり協議会からの提言に関することという内容が入っております。ところが、このまちづくり協議会の提言は、平成20年の8月から21年の春にかけてもう1年を過ぎておる。さらに、地域振興協議会の提言については、18年の10月、もう3年過ぎておるんですね。本来ならば、これが具体的にこの提言に基づいてなすべきものが全くなされてない。改めてこれをやっていくということが、この条例の提案の理由になっております。

しかも、この条例の中には任期を2年にするということになっておるわけですが、地域振興協議会が出した提言からしたら、2年を過ぎると5年たってしまう。これをそのまま放置をしていくというようなことでは、何だったのかと、提言をした人たちが、そういう不信を持たれる。さらに2年間ということだと、そういう状況に当然なり得るというふうに思います。

既にこの問題については、屋上屋を重ねるのではなく、具体的にこの二つの協議会の提言に基づくものを具体的に進める、そこで問題が出てくるならば、今回のような条例ということもあるのではないかなというふうに思いますけれども、既に数年をたっており、具体化する時期に入っておるといふ点から見て、屋上屋を重ねるようなこういう条例を改めてつくる必要はないというふうに考えますので、その点から反対といたします。

○大同議長 次に、賛成の方。岡田議員。

○5番 岡田議員 5番、岡田です。議案第7号、京丹後市まちづくり委員会条例の制定について、賛成討論を行います。

この条例は、以前にあった地域まちづくり協議会からもう一段ステップアップするために設置

されました。この委員会では、市民協働の市民局実行組織をつくり、以前に組織された地域振興協議会や地域のまちづくり協議会からの提言を実行することや、地域自治組織のあり方など、行動力のある委員会としていただきたい。地域自治組織の例といたしましては、既に合併前から小学校区単位で活性化協議会組織を設置し、地域要望の取りまとめや集落の活性化など、具体的に活動している町もあります。参考にさせていただきたいと思います。

今後は、市民局別の課題把握は大切であります。もう合併して6年目になりますので、全市として地域づくりのあり方について考える時期に来ていると思います。本委員会が、本市が抱える高齢化、小集落の課題などにも取り組まれることを強く望み、賛成討論といたします。

○大同議長 次に、反対の方。奥野議員。

○20番 奥野議員 先ほど総務常任委員会の報告を聞いていただいたとおりのわけでございますけれども、松本経一委員長の裁決は反対ということでもあります。その中が、委員会の審議や意見交換の状況、緊急性、市民生活への重要性などを慎重に判断した結果、政治判断を加えても現状維持の原則を超えるに至らないというものでありました。私も、同じ見解を持つ一人でありませぬ。私たちの町京丹後市が誇るべき条例、まちづくり基本条例をつくるに当たり、その委員の皆様につきましては、多少の不安がありましたけれども、公募で行われました。そういう中で、議会ともども意見の交換をしながら、現在のまちづくり基本条例、京丹後市の憲法とも言うべき条例が制定をされました。そういうこれまでの流れを考える中で、私は、今回のこの京丹後市まちづくり委員会の制定についての条例は、これまでのまちづくり協議会等々の中身と何ら変わらない、そこから少しは出ているものの、大きく変わったものではないという評価をする一人であります。

今回のこの条例に当たって、各区連絡協議会の皆様を同じようにそこから推薦をいただく。本当にこういう形でいいんであろうか。今も討論でありました小さな集落、大きく言っても旧町単位の意見ではなしに、やはり市全体としての形をつくっていく。そこに市民の考え方が入っていくという形が今望まれているまちづくり委員会の姿ではないか。そういう中で、私は反対するに当たり、こういう意見も取り入れていただいて、改めてこの委員会への目的をしっかりと定めていただき、そして、合併して6年を過ぎるこの町の新たな姿、そして、市民が求める意見をしっかりと吸い上げられる、また、反映できる行政へ提言できる、諮問できる委員会としてつくっていただきたい。そんな考え方の中で、この条例案については反対をいたします。

以上であります。

○大同議長 次に、賛成の方。足達議員。

○23番 足達議員 23番、足達でございます。賛成の立場で討論をいたします。

京丹後市まちづくり基本条例の理念のもとに、自治と協働の精神が養われ、市民同士が情報を出し合い、知恵を出し合い、目的を共有しながら、市民が積極的にまちづくりに参加しやすいように環境を整えることは大切に思います。そのためには、これまでの各町ごとの地域振興協議会及び地域まちづくり協議会という地域内に縛られた協議機関ではなく、全市域を考えた広い意味での協議機関、すなわちまちづくり委員会という運営協議をする場所があってもよいと思います。例えば、既に地域によっては、先進的なまちづくり活動を行っているところもあり、その事例を他地域の方々がより知ることによって刺激となり、そのことがまちづくりの活性化への道筋につながっていくのではないかと信じ、この条例に賛成いたします。

○大同議長 次に、反対の方。賛成の方。ほかに討論ありませんか。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第7号について採決いたします。議案第7号 京丹後市まちづくり委員会条例の制定について、本議案に対する総務常任委員長の報告は原案否決すべきものであります。したがって、原案について採決いたします。議案第7号は原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立多数)

○大同議長 起立多数であります。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論を行います。まず、反対討論の方。川村議員。

○9番 川村議員 9番、川村です。お許しをいただきまして、議案第12号の反対討論をいたします。

国保基金はいずれなくなるという危機感から、合併直後の初議会の一般質問で給付費が抑えられ、しかも患者からも喜ばれるジェネリック薬の普及促進を訴え、3年前の9月議会では、ジェネリック薬、希望カードを作成し全戸配布したらどうかと提言するなど、たびたびジェネリック薬の普及促進を訴えてきたにもかかわらず、全く無視され続け、ようやく今になって取り組まれるようになりました。早くから取り組んでおれば、少なくとも、今回の値上げは避けられたと思います。

最近、ジェネリック薬お願いカードも配布されましたが、受け取った側がわざわざはさみで切り取らなければならないものは全然だめです。もっと紙も厚くし、簡単に切り取れるものに工夫をしないと効果も出ません。他市の市町のように、市長みずからが医師会や医療機関を訪

問して、厳しい国保会計の現状を説明しながら、ジェネリック薬の理解を求める姿勢でないと、ジェネリック薬は普及をいたしません。

賦課方式の資産割は固定資産税と二重課税的な面もあり、所得も国民年金しかないのに、土地と古びた建物が残っているだけで、資産割として計算されるのは不合理であるとの理由で、他市では資産割を外した3方式が一般的であります。経営不振や高齢で廃業し、使われなくなった廃工場やシャッターがおりた空き店舗は京丹後市内だけでも数えきれません。固定資産税は公平性がありますが、資産を生まない空き工場や空き店舗、親から譲り受けた利用価値も少ない大きな土地建物も含んだ固定資産税相当額が、資産割として国保税に転嫁される仕組みは所得が下がっても資産割は下がらないので、取りやすいところから取るという行政側の担保保障であり、だれが考えても不公平であります。

また、擬制世帯といって国保の被保険者が世帯主でなければ、資産割は計算されない仕組みにもなっており、値上げを考える前に、こうした不公平感も是正する必要もあります。国保税の滞納額は平成21年度11月末現在、3億3,500万円あり、この4方式の値上げ案でいけば、もっと増加してくると予想されます。悪質滞納者には保険証にかわる資格証明書を発行するよう厚生省から指導があり、このことも議会で取り上げてきたにもかかわらず、京丹後市は発行もせず、こういった努力も必要であったにもかかわらず、無策のまま基金の取り崩しに頼ってきた市長の姿勢は余りにも放漫すぎます。

政治はスピードと結果が問われます。スピード感を持って決断をされたのは、よい悪いは別にして、原発問題くらいで、ほとんどの政策課題は先送り主義で、最後は市民に痛みを押しつけることになり、残念でたまりません。値上げする場合は、議論する多くの時間や長い周知期間も必要であるにもかかわらず、前ぶれもなく、新年度目前の2月の全員協議会で説明したからといって、3月議会で上程されたこと自体、間違っております。職員の不祥事や、議会軽視もたびたび起きており、まずは信頼回復も大事であります。

以上のことから、強く反対をいたします。

○大同議長 次に、賛成の方。賛成討論ありませんか。反対の方。賛成の方。吉岡豊和議員。

○21番 吉岡豊和議員 21番、吉岡です。議案第12号、国民健康保険税の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

国保事業は、地域住民の福祉の向上と健康と命を守るという市の事業の中でも行政的地位が重要で、大きな使命を持っています。また、国保は被保険者の相互扶助を基本とした制度であります。本市の国保の被保険者は、担税力の弱い人の割合が多く、なおさら財政が厳しい状況にな

っていく。国の補助が欠くことができない中で、国の補助金が減ってきて大きな影響を受けている状況です。当然、国に補助金の増額を要求していかなければなりません。このたび提案されている17.5%の値上げでの財政見通しは、平成22年、23年度の2年間で、24年度の財政見通しが不透明な部分もあります。また、財政健全化のための収納率向上対策、医療費適正化対策の収入増、支出については、後年度の保険給付費の増加が見込まれていないなど、提案の見通しは甘いと思いますが、それを覆すだけの数字を持ち合わせていないのであります。特に専門性が問われる専門職員の試算での提案の見通しに期待せざるを得ないと思います。

さらに、この改正を来年におくれば、医療費の適正化対策としての後期医療選択効果が1年おくれ、今回の値上げ以上の大幅な改正をしなければならないこととなります。これらのことを考えますと、今の最悪の経済状況の時期に、それにまた、被保険者の皆さんに十分説明する時間もとられず、これだけ大幅な値上げで被保険者の負担の大きい値上げを認めるのかと言われるかもしれませんが、国保は被保険者の相互扶助が基本で支えられています。特に、重要な事業であります。国保制度を継続的に守るためには、負担の増加を認めるという苦渋の選択をして、賛成討論といたします。

○大同議長 次に、反対の方。森口議員。

○4番 森口議員 4番、森口です。私は、議案第12号、京丹後市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、京丹後市国保の持続可能な財政運営のため、収納対策の充実と歳出削減に努めることを前提に、保険料を平均17.5%値上げするものであります。しかし、収納対策の充実を前提としながらも、京都地方税機構の目標が98%なのに対し、当市の設定は平成20年度並みの94%で、滞納徴収についても当初の提案時には府内市町村平均の23.1%を大きく下回る9.13%で設定され、収納対策の充実とは言えないものです。また、歳出削減についても、値上げによる長寿医療制度選択による7,800万円以外の新たな削減効果額は計上されていません。所得割と資産割の比率変更についても、政策的な制度変更ではなく、資産を持たない市民にその負担を押しつけるものと言わざるを得ません。

このようにみずからが示した値上げの前提がクリアできていないことに加え、京丹後市国保の財政状況を市民に説明されたこともなく、市民が自由に意見を述べる機会も与えられませんでした。住民の皆さんを思う心、この京丹後市を愛する心というものを何より大切にしていきたい。住民の皆さんをど真ん中に置いて何事も考え、対応していただきたいと職員に訓示された中山市長とは思えない対応で、これでは説明責任が果たされたとは言えません。このような状況で、

保険税を値上げすることは、市政への信頼を失墜させるだけでなく、若者の流出や国保の空洞化さえも懸念されます。

私は、保険税率の見直しを否定するものではありません。国民健康保険は加入者からの保険税収入により医療給付を行うもので、医療費の増加などにより、保険税率が変動することは当然であります。ただし、多額の事業基金や繰越金があった当時、黒字決算であっても、値上げの検討など一切されなかった市役所が、赤字になるから値上げは当然とおっしゃることは、自己矛盾であり、断固反対します。

京丹後市国保には、被用者保険や生活保護などでカバーされないすべての市民が加入する公的医療保険制度という福祉制度、社会保障的側面があります。現在の危機的な経済状況で市民に大幅な値上げを求めることは、市役所には座っていたのではわからない市民生活への多大な影響やリスクがあります。それらを全く分析せず、国保会計の数字だけで判断することが正しいとは、私には思えません。

先日の予算委員会で、本年度一般会計からの繰出金について議会の意思が示されました。これにより、平成22年度の値上げを回避し、平成23年度からの値上げも、この議案程度に抑えるために必要な財源も推測できる状況になったと思います。経済、雇用を支えるために、市の単費支援を行っているように、あとは政治がどう判断するかが問われています。どうかいま一度、住民の皆さんを思う心、この京丹後を愛する心を思い出し、住民の皆さんをど真ん中に置いて考え対応するために、市役所も収納対策や歳出削減などにしっかりと汗をかき、その結果を持って市民と情報を共有し、対話する時間をつくるご決断を心からお願い申し上げ、反対討論といたします。

○大同議長 次に、賛成の方。行待議員。

○8番 行待議員 8番、行待でございます。それでは、議案第12号、京丹後市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどから出ておりますように、国民健康保険制度につきましては、国民皆保険制度の一端を担っておりまして、加入する被保険者にとっては、命と健康を守り、健全な生活を継続するためにはなくてはならない医療保険制度であり、その制度の安定的な維持運営と、その堅持のために、財政基盤の安定と強化は財政の脆弱な市町村国保にとっては、大きな課題となっております。

今回の税条例の一部改正案は、京丹後市国民健康保険事業の基金の枯渇や医療費の増大に伴い、現状のままでの事業の維持運営が困難となったことで、予算編成に支障を来すことから、平均17.5%の税負担の増額を被保険者に求めるものでありますが、その被保険者は、地域経済の低

迷にあえぐ農林水産業者や零細商工業者、さらには、高齢者など低所得者層が対象であり、現状にあっては、被保険者はもとより議員にとってもすべてが税率の引き上げをまろ手を挙げて求めるものではありません。上げないで済むなら、それにこしたことはないものでございますけれども、しかしながら、私としては、ここに至っては税率の改正を行わずに、国保事業の維持、堅持に見合う財源の提案ができる自信があるわけでもありません。したがって、市の提案に対し、市からの資料に基づいて、3点において賛成したいと思います。

まず1点目でございますけれども、平成22年度において、税率の改定をしない場合、当初予算案に対し1億5,400万円の税収入、そして、保険税軽減分の支援3,800万円、京都府基金1億円などの減収、さらに保険給付費抑制分7,800万円の支出の増大など、約3億7,000万円の不足が生じ、過去の地方単独事業及び事務費の遡及分の2億4,700万円を繰り入れたとしても、1億2,300万円の不足となり、一般会計からその不足分をさらに赤字補てんとして繰り入れないと、予算を組むことができません。しかしながら、特別会計は、いわば独立採算が基本とされるものであり、赤字が出るからといって、当初からその穴埋めに通達以外の多額の繰り入れを安易に行うことは控えるべきであり、そうした繰り入れを行うことは、今後の各特別会計の運営のあり方や、税・料の改正に大きく影響するものと懸念されます。

二つ目でございます。国保加入者は市内全被保険者の約3割強でございますけれども、一般会計からの通達以外の繰り入れは全市民に大きな負担をかけることになり、7割近い国保以外の保険制度に加入している被保険者に対して、理解が得られるものではないと考えるものであります。もし、理解を得るならば、赤字補てんの繰り入れを予算化する前に、国保としての自助努力として国保税の見直しをまず行うべきあり、当初からの赤字補てんを目的とした繰り入れが認められるものではないと考えます。

三つ目です。それでは、22年度は税改正を控えたとしても、23年度以降も税改正を回避できるのか。市長が6月補正で基金を積み立てると言われた遡及分の2億4,700万円は、今後の補てん分として計画されている財源でありますけれども、22年度の税改正を行わないことにより、予算編成上、22年度での取り崩しは必須の条件とされることになり、23年度も税改正を行わないとすると、医療費の増額分などを考えると、一般会計から通常の繰り入れのほかに、試算でございますけれども、4億円程度の通達以外の繰り入れが必要となり、必然的に23年度の税改正は避けて通ることはできないものとなります。さらには、23年度に引き上げると、府の基金借り入れは可能性は低いわけでありまして、今後の財政安定資金に充てる計画であった国保基金は既に22年度で取り崩されていることから保険税改正額は22年度の改正案の1億5,

000万円から2億5,000万円程度に大幅に引き上げる必要が想定されることから、税率の引き上げ率は、単純計算でも、私の頭の中では平均で30%を超えることが容易に考えられます。そのことは被保険者にとっては、22年度に引き上げる以上の厳しい負担が課せられると懸念されます。

以上の理由により、賛成といたしますけれども、しかしながら、基金の急激な減少を含め、国保会計の厳しい状況は、過去から予算、決算審査における座長報告や、討論などにより、各議員からその危機感が指摘されてきました。6年間税改正を行うことなく、国保事業の運営をされてこられた担当部局の努力は評価するものでございますけれども、多くの市民を対象とするこうした税条例の改正などは、もう少し早くから議論と取り組み、さらには議会への説明があるべきであったと苦言を申し上げるとともに、低所得者への軽減対策や国庫負担の見直しなど、財政基盤が脆弱な市町村国保への国の財政支援を強く望んで、賛成討論といたします。

以上でございます。

○大同議長 次に、反対の方。由良議員。

○11番 由良議員 11番、由良でございます。議案第12号、京丹後市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

この不況が果てしなく続くように感じるこの現実を、日常茶飯事のごとくリストラ、倒産、自己破産、うつからやみを歩くのか、ストレス社会に私たちはどう生き抜くのか、希望への道はどの方向へいけばたどり着くのかと、行き先のわからない社会に入り込んだようです。しかし、決してあきらめずに前に進むことを訴えたいです。不況対策は本市においては大変な努力をさせていただいております。しかし、この国保の問題については、本当に値上げをして経済が持ち直すのか。本市で3分の1が国保加入者、7割がそれ以外の加入者です。この3割の加入者は高齢者のほかに、不況が一段と深まったことからの離職者と低所得者で、生活をより詰められた若年の家族が多いです。

国保の値上げ幅、市民の平均17.5%から、所得の多い方は33.3%、この突然の朗報に市民は納得しないでしょう。ますます滞納者がふえるでしょう。今、何をなすべきか。京丹後市の平成17年から20年度までの繰越滞納が平均13.2%、収納率が21年度、国保を除くもので21.3%、国保で11.2%です。市は抑制努力をされたのでしょうか。市民は納得しないです。それと、悪徳滞納者を市は十分把握していますか。この方をターゲット補正して、収納率を強化すべきです。まだまだ努力の余地があるのではないのでしょうか。

医療現場にも対応策を講じていくべきです。医療費の軽減対策に、特定健診等の実施で健診率

アップと、後発医療推進とレセプト点検の実地等により、医療の適正化をプラスアルファに結果は出せるはずですが。動議にあるように、この1年間、抑制努力をしっかりと対応すべきです。市民に負担、リスクを負わせない施策が最大のテーマです。今後、無責任に値上げをせず、収納率を向上することが歳出を抑制できることだと思います。その姿勢を市民に見せるべきです。それしか市民は納得もしないです。

反対討論とさせていただきます。

○大同議長 次に、賛成の方。足達議員。

○23番 足達議員 23番、足達です。賛成の立場で討論をいたします。

本市を取り巻く大変厳しい経済環境、景気の動向を見る中で、多くの市民所得は落ち込んでおり、市民生活は苦しい状況に置かれております。そのようなときに、唐突にも市民に十分な説明がなされず、理解が得られていない中で今回の国保税の条例一部改正案が市より提案されました。その中身は、22年度の国保特別会計において、基金も底をつき、どんなにやりくりしても、財源不足が大きく生じ、国保運営が難しく、したがってどうしても国保の増税をしないと、市民の安心を守る皆保険の使命が果たせないというものであります。

当初は、何が何でも、今増税の状況下がないと反対する考えでありましたけれども、財政のやりくりを考えた中で、たとえ22年度に一般財源の遡及分を繰り入れたとしても、財源不足には変わりなく、国保加入の被保険者以外の7割に近い市民の方々の、市の財政を揺るがすような赤字補てんを考えることは難しく、また、22年度には無理に増税率を低くしたとしても、さらには23年度から大幅な増税が予測され、国民健康保険、被保険者の負担がますます大きくなることを考えると、苦渋の選択ではありますが、今回、提案された京丹後市国民健康保険条例の一部改正について、賛成やむなしの立場に至らざるを得ないと判断をいたしました。

しかしながら、やはり根本的な解決になるとは思えず、さらに財政基盤が弱い市町村国保の抜本的な改革と財政措置について、行政も議会も他市町村とも連携し、待ったなしで国や府に対し支援要望を強く迫る必要があります。なお、さきに述べました国保財政の今日に至った市の状況など、市民には十分な説明責任を果たすことこそ、必須条件であることを強く要望して、賛成といたします。

○大同議長 次に、反対の方。平林議員。

○19番 平林議員 19番、平林です。国保税条例に反対の立場で討論を行います。

皆さんがおっしゃっていますけれども、国民健康保険、この制度には農漁民、自営業、無職の人などを対象にした医療保険制度ですけれども、加入者は今の大変厳しい経済状況の中で、収入

の低い世帯が多く加入しておられます。そのため、この負担が大変重くのしかかってきています。特に、今、市町村国保財政は全国的にも運営が大変厳しいという報道がなされていて、多くの自治体で保険税の大幅な引き上げが行われているということですし、本市におきましても、平均で17.5%という大幅な値上げ、また、若者世帯では、33.3%、この引き上げになります。この新聞報道を見て、多くの市民の皆さんからは、えっという驚きの声が上がっています。そもそもこの国保会計、財政がここまで苦しくなったのは、国が補助率をどんどん引き下げてきたことにあります。平成17年の36%から、平成22年度には26%というふうに激減をしています。

また、子供の医療費の無料化制度の現物給付、私、この制度については市長にたびたび現物給付で中学校卒業まですべきだと訴え続けてきているわけですが、国は、こういったことをすることに対してペナルティーを地方自治体にかけるというとんでもないこともやっているわけです。国のこの対応、まさしく地方自治体のこの国保会計を圧迫するものであり、声を大にして、国のこの補助率を引き上げてほしいということを引き続き言うべきであります。さらに京都府におきましても、補助金、平成18年度からはゼロとなっています。府としてもこの京丹後市の財政をもっともっとしっかりと応援すべきであります。

市民の苦しい生活の現状の上に、今回の国保税の引き上げは、払いたくても払えない世帯をふやすものであります。そういう中で、短期証の発行の数がふえ、国保証が手元に届かない、病院にかかれぬ状況に追い込まれています。こんな市民を苦しめる国保税の引き上げには絶対反対です。一般会計からの繰り入れをしてでも、市長の決断で市民の命と健康を守る、この立場に立ってこそ地方自治体の仕事をやるということではないのでしょうか。市民の命を守るためには、国保税の引き上げには絶対反対です。

以上です。

○大同議長 次に、賛成の方。吉岡和信議員。

○3番 ・岡和信議員 3番、吉岡です。議案第12号について、賛成の立場で討論をいたします。

反対討論の内容につきましては、先ほど来から出ておりますが、文教厚生常任委員会で長時間質疑をし、問題点として委員の大多数が共有をしていた、感じていた部分であります。時期につきましても、余りにも短兵急であり、市民の理解が得られるとは私も思っておりません。しかし、さりとてそのことをもって、今回、この議案を否決していいものかどうか。仮にこの議案を否定した場合に、来期の値上げ幅は今回でおさまらず、むしろ市民にとってマイナスに働く、もう少

し大きな値上がりになるのではないかと、このように思われます。そういった視点から、賛成議員の言葉にも何度も出てまいりましたが、苦渋の決断であります。私はこの議案を否定することはできません。

国保会計の運営は、先ほど来出ておりますが、私も構造上に大きな問題を抱えておると。そういう意味では特会だけで対応できるものではないと考えております。また、国保事業は一般の福祉行政並びに保健行政と重複したり、また共同したりして行う面もあり、保険税や国庫負担金等々ですべて賄うということは、負担の公平という見地からしても、やはり私は無理があるのではないかと、一定の一般会計からの負担は当然あってしかるべきだと考えておりますし、また、本市で取り組まれておりますいわゆる地域医療を守るため、持続可能な経営を目指した病院改革プランの取り組みも国保会計との関係でいえば、ある面で裏腹の関係に私はあると思います。こういった部分で、現在の国保会計の状況、赤字の状況の中身の要素はさまざまな視点が含まれております。過去の遡及分を国保特会に入れることは当然であります。今後とも、こういった視点から一定額以上の国保会計への持ち出しは当然あってしかるべきだと考えておりません。

私たちがとるべき態度であります。先ほど来から出ております。私も申し上げました。市長に何度も警鐘鳴らしてきた経緯がございます。そういった特会の現状を、今日迎えて、最悪のこの経済環境の時期に値上げ提案に踏み切らざるを得なかった理事者の甘い見通しにつきましては、厳しく指摘をし、問題点として市長には考えていただきたいと思いますが、このことの責任は2年後の満了時点で、市民の皆さんが厳しく判断されるものと私は考えております。

そういった部分も指摘しながら、あわせて同時に、市民の負担ができるだけ少なく、良質の医療受診機会を保障する国民皆保険の中核である、この国保制度の持続的安定を図ることを私は最重要に考えていく必要があると思っております。市民への説明責任は言うまでもなく、議会基本条例で掲げておりますが、最重要であります。議会の機能として市民に先んじて態度を表明し、決断を求められることはあっていいのではないかと、そのように思います。

今回の議案に賛成することで、市民の批判を受けることは当然あると思っております。あえて甘受したいと私は思っております。大変心苦しい今回の一部改正であります。トータルで考えれば、将来の負担が少なく済むのではないかと、そのように考えて、今回の議案について賛成をいたします。

以上です。

○大同議長 次に、反対の方。田中議員。

○17番 田中議員 17番、田中です。議案第12号 京丹後市国民健康保険条例の一部改正

について、反対の立場から討論をいたします。

市民の暮らしや健康を守るのが地方自治体である京丹後市の重要な役割であります。そういった中で、国民健康保険に責任を持つ京丹後市が今回の大幅な引き上げで、この引き上げによって払えない加入者がふえ、保険証の交付がなされない。病院に行きたくてもいけない状況が拡大する、そういうことが強く懸念をされます。

収納状況を見ても、現年度分で17年度は96%、年々低下傾向をたどって、21年度は93.94%です。これは、先ほどの質問の中でも述べましたが、国保加入者の構成的な変化が大きく変わっていく。その中で、本当に所得水準が下がり、払いたくても払えない世帯の増加があるのではないのでしょうか。こういうときに、17.5%もの大幅な引き上げをすることは、最初言いましたような本来の保険の目的を果たせない、そういう状況が生まれます。

原因につきましては、平林議員などが申しましたように、医療費が伸びているのに、その逆に国庫負担金や国の補助金が削減をされてきた。ここに重大な原因があります。市長のこれまでの行動は、国や府に対するこの点での強い申し入れがなされていない。何としても国保の加入者の皆さんの健康と暮らしを守る、そういう点で、不十分であったというふうに思います。そういった点から、今回の条例については反対をいたします。

○大同議長 次に、賛成の方。反対の方。池田議員。

○14番 池田議員 14番、池田です。議案第12号、京丹後市国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

多くの方が賛成討論、反対討論されました。どちらにもそれぞれの思いがあり、十分に理解ができます。本当に苦渋の決断であろうかなと思っております。そうした中で、多くの方が反対討論されました。ほとんど集約されておりますが、私は、今回の値上げにつきましては、一定の説明を受けた中で、理解はできます。しかしながら、今回の値上げにつきましては、手法について問題があると考えております。平均で17.5%、若い世帯においては30%を超える値上げとなり、合併以来、初めての大きな負担となる条例であります。こういった条例が、まず市民からの意見を聞くこともなく、また、説明をなされることもなく、3月に提案されて、4月に実施ということで、果たしてこのような手法でいいのでしょうか。

また、常任委員会でも、行待議員が申されましたように、ずっと国保会計のあり方、指摘をさせていただきます。そうしたことがなごりにされながら、今回の値上げであります。基金がなくなりました。値上げをお願いします。果たしてこの手法で市民の方の理解が得られるのでしょうか。市民の意見を聞く場がない、市民の考えを持っていく場所がない。どこに市民の方は頼

ればよろしいでしょうか。やはり議会であります。今、議会が議会基本条例にのっとり本当に市民のためにどうある議会なのか。これが問われている今回の案件であろうと思います。それぞれ議員おのおの考え方があり、賛成、反対あります。それを否定するものではありませんが、私は、やはり今回の市の値上げのあり方、滞納の徴収体制、3億4,00万余りある滞納を放置したままで、こういった値上げを提案されることにつきましては、反対といたします。

○大同議長 ほかに討論ありませんか。森議員。

○18番 森議員 18番、森です。今、池田議員が反対討論をされた中で発言がありましたけれども、今議会の市民の最大の関心事は、目新しいものが何もない一般会計予算ではなく、この国保の条例、これが一番市民の関心が高い問題。その意味では、議会がこれにどう対応していくのか。議会が文字どおり市民の代表者としての議会、議員の役割をしっかりと果たすのかどうか。このことが今議会で問われている最大の問題だというふうに私は考えます。

今の国保の現状、市民の暮らしから見た場合、今の国保というのは、加入者が圧倒的に低所得者の人たちが多く。したがって、払えば食えず、逆かな、食えば払えず、払えば食えずというのが、今の市民の実態です。とりわけ京丹後市は国保世帯数が1万600。5割です。5割の人たちに、特に所得の低い人たちに17.5というのは、暮らしに直撃をする。こういう理解が、我々議員が持てるのかどうか。国保税の負担がいかに市民にとっては高いか。これは数字的にも明らかです。

この間も申し上げましたけれども、個人市民税は2万1,000の世帯で、17億円です。年収。国保は、1万600、これの半分でありながら15億円です。市民税よりもはるかに国保の負担が市民にとっては高いということが、このことから明らかです。また、とりわけ質問のときにもいたしましたけれども、丹後における世帯の平均は、193万8,000円。200万以下は貧困世帯と言われているんです。そこから見ると、8割弱の人たちが京丹後市民の所得世帯はそうなっている。やっぱりこのことをしっかりと見る。その意味で、このような提案は、市民の現状からして、私にとってはとてもじゃない考えられない状況の中でのこの条例の提案であります。

財政がいけないからといってしたら、先ほどの賛成討論の中にもこういうものがありました。国民健康保険は皆保険制で、市民の命や健康を守ると、そのとおりです。逆に、これが大幅な値上げをして、市民に負担を求めれば、そのことがまた命、健康を守る道から離れてしまう。こういう内容のものだと思います。

私は、財源についてももっと検討すべきではなかったか。行革とのかかわりが出てくるのかも

わかりませんが、補助金だけで16億円あります。負担金が11億円あります。委託料が30億円あります。約60億円弱、こういうものも見直したのかどうか。あるいは、国保運営協議会の中で、こういうものを示したのかどうか。値上げをせざるを得ないという市の都合のいいことばかり資料を示した結果、委員の人たちは仕方がないということになったんじゃないかと。これでは開かれた市政だとか、すべての情報を市民に公開すると、都合のいいときだけで、そういうときに肝心なものを示してない。こういう中の提案、常に市長が言っている市民をど真ん中に、地方自治法の市民の命や暮らしを守り、福祉の向上という点から考えた場合に、全くかけ離れた提案であり、財源はしっかりと検討すれば、求めることは十分に可能だということを示して、反対討論といたします。

○大同議長 ほかにありませんか。奥野議員。

○20番 奥野議員 お許しをいただいて、反対討論を行います。

国保事業は、福祉国家建設の一役として、地域住民のあすへの活動の健康を守るものだけに、市町村の仕事のうちでも、最も行政的地位が重く、多くの使命を持っています。我々の日常生活において、病気は最大の脅威であります。これまで和やかな平和な家庭でも、不幸にして病にかかった場合の負担が、幸福な家庭生活を一挙に不幸のどん底に突き落とす例が多く、医療保険制度は、健康で文化的な社会を築く上において、最も基本をなすものであり、我々が病気にかかったとき、医療保険を利用しないで済む人が一体どのくらいいるのでありましょうか。あたりを見回してください。恐らく皆無に近いと思います。

さて、国保を経営するもの、保険者は法律で市町村と規定されており、国保の経営責任は市町村にあって、多くの被保険者、市民の期待にこたえて国保事業を健全に運営しなければならない義務があります。市長には、この事業の健全運営の義務がある中で、今回の保険税が約2割増加する値上げのための条例改正は、国保会計の経営の失敗、すなわちこれまでの不健全経営のツケを一挙に市民に回す行政姿勢そのものであると言わざるを得ません。市長みずからが受け入れられた新たな2億4,000万円の繰り入れを含め、もう一度、計算、見積もりをやり直し、改めて市民に負担を求めるにしても、改めて市民に説明できる予算として提出すべきと考える次第であります。

次のような指摘が政治家に対してあります。景気をよくしてほしい。これは、政治についての勘違いではないか。政治家は、小鳥にえさを運ぶ親鳥ではない。人は皆自力で生きている。みずから考え、みずから働き、みずから能力を開発し、そして、必要があれば助けを求め、あるいは人を助ける。政治はそれができる日常の場をつくり続けるためにあるのである。私は、今回の条

例審査に当たり、政治のあるべき姿がまさに問われているのであることを申し上げ、反対の討論といたします。

以上であります。

○大同議長 ほかにありませんか。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第12号について採決いたします。議案第12号 京丹後市国民健康保険税条例の一部改正について、本議案に対する文教厚生常任委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立多数)

○大同議長 起立多数であります。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで、2時35分まで休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時35分 再開

○大同議長 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、池田議員が一時退席しております。報告しておきます。

それでは、引き続きまして、討論、採決を行いたいと思います。

次に、議案第49号 京丹後市水道事業基本計画について、討論を行います。賛成の方。由良議員。

○11番 由良議員 11番、由良です。議案第49号、水道基本計画（見直し）に、賛成の討論で述べさせていただきます。

水道事業は、市民の安心安全を必要とし、利便性の高い生活基盤の整備であるのでしっかりお願いしたいです。人口の減少もあり、給水量も減っていく中、責任ある事業です。水道料の滞納対策をお願いしたいです。安易な値上げでなく、普及員の動員で効果の出せることを期待いたします。合併特例債2億4,000万の出資を受けていますが、終了後、財政運営を将来に向けて健全化が図れるように対応していただきたいと思います。

賛成討論として述べさせていただきました。

○大同議長 ほかに。三崎議員。

○6番 三崎議員 議案第49号に賛成の立場で討論いたします。

本計画において、平成28年度を目途に国の補助制度を活用した簡易水道の整備統合を進めることは、多くの簡易水道を抱える本市にとって、将来の経営基盤の安定、強化に向けて大きな意義を持つものであります。上水道事業については、合併特例債を活用した上限2億4,000万円の中で出資金を受けながら、4町に分かれていた上水道エリアの相互接続や施設改良事業が上げられておりますが、安定給水の確保が今後の水道事業にとって大きな意義を持つものであります。

一方で、合併特例措置終了までに内部留保の充実など、財務体質の強化に努め、事業統合後の老朽管の更新や、施設の改良、維持管理に対応できるよう一層の経営改善を進めることは言うまでもございません。また、安全な水を安定して供給する責務、さらには、命にかかわる事業であるという観点から、小規模施設や未普及地区についても十分配慮した対応を求めていると思っております。

今後の料金体系については、将来の事業統合との観点からすれば、市内同一サービス、同一料金が望ましく、市民の理解を得られるものと考えます。そのためにも将来の安定経営の道筋を市民に示し、十分な理解が得られるようしっかりと説明を果たせるよう申し添え、賛成討論といたします。

○大同議長 ほかにありませんか。田中議員。

○17番 田中議員 17番、田中です。議案第49号、京丹後市水道事業基本計画の策定について、賛成の立場から討論をいたします。

今回の大きな変更は、簡易水道の統合、上水道との経営統合であります。国の補助制度が変わって、平成29年までにこの事業をやっていくということですが、もともと簡易水道は企業会計では採算が困難ということで、国も支援をしてきた事業であります。引き続き、統合はするといえども、支援が必要だということで、国に求めていく必要があるということをおきたいというふうに思います。

さらに、合併前にはサービスは高く、負担は低くということで、水道事業も行われましたが、弥栄町におきましては、大幅な水道料金の引き上げがなされると。そして、今回、計画とは直接は関係ありませんが、そういった方向が示されるということでもあります。このこともしっかり念頭に置いて、経営統合がなされる28年までは引き上げはせずに行くべきだということを申し上げたいというふうに思います。そして、その時点で繰り入れも含めて総合的な検討をしていただくことを申し上げまして、賛成討論といたします。

○大同議長 ほかにありませんか。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第49号について採決いたします。議案第49号 京丹後市水道事業基本計画（見直し）の策定について、本議案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決すべきものがあります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（起立全員）

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号について討論を行います。松本聖司議員。

○12番 松本聖司議員 12番、松本です。議案第50号、京丹後市水洗化計画（見直し）の策定についてということで、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っています。

今回の水洗化の市側からの説明、委員長報告からも聞かせていただいたんですが、経済的な効果のみが強調されておりまして、本来の水洗化の目的である地域環境の保全、水質に対する保全、また、地域住民に対する環境の変化、このことに対して全く具体的な内容での説明がないのは、甚だ遺憾だというふうに思っております。市民に早期に接続をしていただくことにおいてもそうでありまして、非常に大きな視点だと言わざるを得ない。そういう意味では、あわせて水洗化格差の減少が図られるという効果でございますが、早期に水洗化、時間的な格差は図られるわけですが、逆に水洗化による性能格差がここで出るのではないかと。そういう意味で、今後、地域に説明を行かれるに当たり、委員会でメリット、デメリットの資料は出されておりますが、もう少し、しっかりした資料を出して説明に行ってくださいというふうに思っております。

あわせて、最初、全協の中でも、また、本会議の中でも言わせていただきましたが、この水洗化計画の見直しによって、地域の区政に混乱が起きる、こういうことがあってはならない。このように考えております。そういう意味では、一定、説明のあり方に問題があったということもあわせて指摘をさせていただいて、この計画によって、財政的にも、また環境的にも多きに改善される、そのことを、また地域の皆さんの理解を求められることを期待しまして、賛成討論とさせていただきます。

○大同議長 ほかにありませんか。三崎議員。

○6番 三崎議員 6番、三崎です。議案第50号に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

「京都府水洗化計画2005」の見直しに伴い、このたび京丹後市水洗化計画について見直しが行われ、新たな計画が策定されましたが、かねてより既計画において一般会計繰入金や巨額の事業費、平準化債など一般会計への影響や将来の財政負担について懸念する声もあり、また、接

続率の伸び悩みなど、経営面においても多くの問題を指摘されていたところでもあります。

今回の見直し案では、既計画の目標年次、平成37年度としていたところを、平成32年度へ5年繰り上げ、早期の普及率向上を目指すとしたところが大きな変更点であり、人口減少、財政状況、費用関数、耐用年数、住民の意向などの要因について検討、さらには京都府水洗化計画の見直しとの整合が図られております。その結果、45地区の集合処理区域から個別処理区域への移行などにより、132億円の事業費の圧縮など、財政及び経営面の改善や、京都府下、下から3番目と低迷する普及率の向上と、それに伴う環境面における水質の改善などが進むことを評価するものであります。

一方、検討資料として提出された財政見込みでは、事業進捗に伴い、10年後には歳入では平準化債などの借入金4億円、歳出においては公債費が20億円に迫る試算が示されており、将来の財政負担とともに、一般会計繰入金の増大が懸念される場所でもあります。本市の基幹産業である農林水産業や観光業、また、快適な市民生活にとって水洗化は欠くことのできないインフラであり、今回の見直しを景気として、一層の経営改善と接続率の向上に努めるとともに、料金については現実的な数値に基づく財政見込みをしっかりと説明し、健全かつ安定した経営を確保するための負担について、市民の理解と協力を得られるようさらなる努力を期待し、賛成討論いたします。

○大同議長 ほかにありませんか。田中議員。

○17番 田中議員 17番、田中です。議案第50号、京丹後市水洗化計画の策定について、賛成の立場から討論いたします。

本市の水洗化率は京都の中でも低く56%で、環境に負荷を与えている自治体の一つであります。一刻も早く解決を図ることが求められます。今回の変更点は浄化槽地域の拡大によって、水洗化を促進をするというのが一つの大きな変更点であります。そういった点で、いつ来るかわからないという集合処理の地域の方も、これで自分のところもできる、そういう見通しが持てるようになったことが評価できる点であります。さらに事業費も130億円の減額となる点は評価をいたします。

財政の見直しについても説明がございました。住民には、負担が大きな問題としてあります。豊岡市では、かなりの額が一般会計から投入をされ、予算規模から見ると、換算しますと、京丹後市の倍の繰り入れが行われている、そういう状況がございます。市民に負担を求めるだけでなく、料金のあり方についても繰り入れも含めて、総合的な検討が必要であるということを申し述べて、討論いたします。

○大同議長 ほかにありませんか。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第50号について採決いたします。議案第50号 京丹後市水洗化計画（見直し）の策定について、本議案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（起立全員）

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号について、討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第53号について採決いたします。議案第53号 財産の取得について《（仮称）ふるさと活性広場整備用地》、本議案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（起立全員）

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号について、討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第54号について採決いたします。議案第54号 市道路線の認定について《鹿野林ヶ谷線》、本議案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（起立全員）

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について、討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第64号について採決いたします。議案第64号 市道路線の廃止について《下湯田1号線》、本議案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（起立全員）

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号について、討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第65号について採決いたします。議案第65号 市道路線の認定について

《下湯田1号線》、本議案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号について、討論を行います。平林議員。

○19番 平林議員 19番、平林です。議案第55号、国民健康保険事業特別会計補正予算に反対の立場で討論を行います。

この補正予算は、先ほど条例が通ったわけですけれども、国保税を引き上げるという予定を前提にして、京都府から2億円を借りて基金に積むという補正の内容になっております。22年、23年で1億円ずつの繰り入れをというような提案でありましたけれども、結局、値上げを前提とした借り入れでありますし、しかもこれは借り入れでありますので、後年度返済をしていかなければならないということになります。そうなりますと、そういったときにまた市民への負担がふえてくるということで、この会計値上げを前提とした府からの借り入れの補正予算に対しては反対をするものです。

○大同議長 次に、賛成の方。反対の方。ほかに討論ありませんか。奥野議員。

○20番 奥野議員 この補正予算ということでもありますけれども、先ほどの条例ではないですが、国保会計というこの事業自体を決して全面的に否定するという中で反対をするわけではなく、先ほどもありましたように国保会計の健全な運営という中で、やはり先ほどの条例見直すべきであるという立場の中での、今回のそれを補う、今も平林議員からあったわけですけれども、それを補うための借り入れということについては認められない、反対するというところで討論を行います。

以上です。

○大同議長 ほかにありませんか。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第55号について採決いたします。議案第55号 平成21年度京丹後市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、本議案に対する文教厚生常任委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立多数)

○大同議長 起立多数であります。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○大同議長 日程第13 議案第31号 平成22年度市京丹後市一般会計予算から日程第29 議案第47号 平成22年度京丹後市病院事業会計予算までの17議案を一括議題といたします。これらの議案につきましては、予算審査特別委員会に付託しておりますので、これから予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

平成22年3月24日

京丹後市議会

議長 大同 衛 様

予算審査特別委員会

委員長 奥野重治

委員会審査報告書

本委員会に付託された下記の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから会議規則第100条の規定により報告します。

記

1. 付託事件及び決定

議案第31号 平成22年度京丹後市一般会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第32号 平成22年度京丹後市国民健康保険事業特別会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第33号 平成22年度京丹後市国民健康保険直営診療所事業特別会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第34号 平成22年度京丹後市老人保健事業特別会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第35号 平成22年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第36号 平成22年度京丹後市介護保険事業特別会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第37号 平成22年度京丹後市介護サービス事業特別会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第38号 平成22年度京丹後市簡易水道事業特別会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第39号 平成22年度京丹後市集落排水事業特別会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第40号 平成22年度京丹後市公共下水道事業特別会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第41号 平成22年度京丹後市浄化槽整備事業特別会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第42号 平成22年度京丹後市工業用地造成事業特別会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第43号 平成22年度京丹後市宅地造成事業特別会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第44号 平成22年度京丹後市峰山財産区特別会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第45号 平成22年度京丹後市五箇財産区特別会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第46号 平成22年度京丹後市水道事業会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

議案第47号 平成22年度京丹後市病院事業会計予算

原案 可決すべきものと決定した。

2. 審査の経過

予算審査特別委員会

3月 2日 正副委員長の互選及び各分科会への委託項目の確認

3月 3日 連合審査

3月24日 各分科会座長報告及び審査のまとめ並びに決定

総務分科会

3月 4日 所管部長等から説明の聴取

3月 5日 所管部長等から説明の聴取

3月 8日 所管部長等から説明の聴取

文教厚生分科会

3月 4日 所管部長等から説明の聴取

3月 5日 所管部長等から説明の聴取
3月 8日 所管部長等から説明の聴取
3月 9日 所管部長等から説明の聴取
3月10日 所管部長等から説明の聴取
3月11日 所管部長等から説明の聴取
3月18日 所管部長等から説明の聴取

産業建設分科会

3月 4日 所管部長等から説明の聴取
3月 5日 所管部長等から説明の聴取
3月 8日 所管部長等から説明の聴取
3月 9日 所管部長等から説明の聴取

○奥野予算審査特別委員長 それでは、予算審査特別委員会の委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された下記の事件は審査の結果、次のとおり決定したから会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件及び決定。平成22年度にかかわる議案第31号、平成22年度京丹後市一般会計予算から議案第47号、平成22年度京丹後市病院事業会計予算までの予算17議案につきまして、すべて原案可決すべきものと決定をいたしました。

審査の経過につきましては、お手元にありますように予算審査特別委員会3月2日から3月24日まで随時開催をし、また総務分科会、文教厚生分科会、産業建設分科会におきましても、随時審査をしていただいております。

また、先日の3月24日における委員会の中で、平成22年度京丹後市一般会計予算案の組み替えを求める動議が提出をされました。これにつきましては、平成20年度まで一般会計から繰り出してこなかった、国民健康保険事務費にかかわる繰入及び地方単独事業の実施に伴う国保負担金の減額相当分の合計と同額となる2億4,735万7,000円を、国民健康保険事業特別会計繰出金として増額するため予算組み替えを求めるという動議でありました。これにつきましては、可決となり、市長から6月定例議会に向けての検討をするという受け入れの考えの表明もいただいたところであります。

以上で、平成22年度予算17議案にかかわる予算審査特別委員会の報告といたします。以上であります。

○大同議長 以上で、付託された議案審査結果について、予算審査特別委員長の報告は終わります。

した。これらの議案については、全議員で構成する予算審査特別委員会で既に質疑を行っておりますので、質疑を省略いたします。予算審査特別委員長、御苦労さまでした。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第31号について討論を行います。反対の方。平林議員。

〇19番 平林議員 19番、平林です。22年度京丹後市一般会計予算に対して、反対討論を行います。

市民の暮らしは最悪の状況です。リストラで収入が途絶え、子供の仕送りをどうやってつくろうか。体のぐあいが悪くても我慢に我慢を重ねて、病院へ行ったときはもうどうしようもない状態になっていて、命を縮めてしまった人、仕事がない、毎日どうやって暮らしていったらいいかわからない。本当にこんな深刻な経済状況です。そういう市民の暮らしをまた、営業を守る京丹後市の役割が問われています。22年度の予算はどうでしょうか。不況対策として引き続いて行われます利子補給や雇用安定助成金などは一定評価できるわけですが、一方で、行財政改革推進で正職員をどんどん減らし、市民局では、合併のとき、職員は半数は残すんだとっておきながら、100人いた職員が7人から8人まで減らされてしまいました。市民からは、合併してどんどん町が寂れていく、市からのお知らせも手紙だけで済まされて、温かみがなくなった。本当に暮らしにくいとの意見が多く聞かれます。

また、保育所や学校の給食の業務委託や放課後児童クラブの業務委託は子供たちにとって大切な事業、行革最優先にしていいいんでしょうか。しかも業務委託により年収200万円以下の官製ワーキングプアを、市が率先して作り出していいのでしょうか。保育所の民営化予算も結局は安上がりの人件費にするものであり、市の責任を放棄するものであります。また、今回、保育所の統廃合の問題として、大宮町の口大野保育所、善王寺保育所、周枳保育所を統合して、大宮北保育所の計画が提案をされています。放課後児童クラブも併設して、新設するための用地取得ということですが、200名を超える定数の大きな保育所の提案ですが、大きいことによって、子供たちに十分手をかけ、目をかけしてやるのが本当にできるのでしょうか。統合についても、地元との合意、やはり不十分であったのではないのでしょうか。もっともっと地元の声、聞くべきではなかったのでしょうか。

また、学校再配置推進を進めて、6月には新たな案が出てくるようにも言われているわけですが、この推進のため、教育予算の中に指導主事の増員ということが予算化されています。そういった指導主事をふやすのならば、子供たちの教育を充実するために私は予算をつけるべきではないかと思います。

また、エコエネルギーセンターへの京都府からの未来づくり交付金は、今まで提案では1,000万円はということが説明されてきました。ところが、要綱が変わったということで、22年度は280万円しか予算化されていません。結局は、市の持ち出しがふえるばかりです。このセンターが本当に市民のためになるのでしょうか。

また、滞納処理のためにと、京都地方税機構が設立され、悪質者への滞納処理の強化が言われていますけれども、実態は無差別に手紙が行き、市民からは差し押さえするもの何も持ってないものにまでこんなものが来たと、苦情の声が上がっています。

このように問題点を上げ出しましたけれども、本当に大変問題の多い22年度の予算であり、反対をいたします。

○大同議長 次に、賛成の方。岡田議員。

○5番 岡田議員 5番、岡田です。議案第31号、平成22年度京丹後市一般会計について、賛成討論をいたします。

平成22年度京丹後市一般会計予算では、今後の持続可能な財政運営を考慮され、昨年より6億3,000万円減の293億4,000万円が計上されています。本市の予算の特徴は、不況の影響もあり、自主財源は25%と、地方交付税に頼る比重の高い予算編成が続いています。今後、国の政策変更による地方交付税や補助金の減額は大変心配なところでありますが、財源確保のために、国の動向には十分注視して、地域の活力を回復させていただきたいと考えています。

本市の予算の第一に取り組まれる産業・雇用総力支援策ではありますが、まだまだ不況が続く中、厳しい産業・雇用を全力で支え、また、市民生活を下支えするために、昨年からの事業継続や前年度を上回る約5億円を計上され、最優先課題で取り組まれることには評価いたします。

予算執行に当たっては、不況克服を最優先に、府下でも最も厳しい市民生活や企業経営を支える施策を速やかに実施していく必要があります。本市の特徴ある農林水産業、観光産業、機械金属業、また織物業などを生かして、雇用創出につなげる事業に積極的に取り組み、市民の不安を取り除く政策を強く要望し、賛成討論といたします。

○大同議長 次に、反対の方。田中議員。

○17番 田中議員 17番、田中です。平成22年度京丹後市一般会計予算に対する反対の立場から討論いたします。

日本の経済、そして、この京丹後の経済が、本当に落ち込んで長くなります。政府の統計でも需給のバランスが崩れて、40兆円の購買力が落ちているとこのように言われています。京丹後でも、さらにそれに拍車をかけるのが、先ほどの国保料の引き上げではないかというふうに思い

ます。京丹後市において、府民や市民の暮らしを応援し、そして、産業を振興する地域経済を循環をさせる、このことが今求められています。そういった点で、私は、農業の分野で本当に振興させる、その予算になっているのか。そういう点で、多くの疑問を持つものです。

一般質問でも質問いたしました。0.5ヘクタール未満の兼業農家は、すべて赤字です。農業以外の所得で補てんをして、農業や農地や村を守っていく。これが、こんなことで本当に守れるのか。そういうことであります。新しく行われます農業政策で、戸別所得補償モデル対策では一定の保障がなされますが、水田利活用需給率向上事業では、これまでの交付単価が保障されるかどうか、非常に不安な点がございまして。後継者が本当に育ち、後を継ぐ、そういった農業施策にしていくには、京丹後市の農業の位置づけをしっかりと引き上げていく必要がある。そういう点で、農業費は前年度比マイナス22%であります。水田農業振興費も34%の減額。3,000万円です。これでは、農業農村を守ることはできないのではないのでしょうか。

中小零細業者の問題も繰り返し対策を求めてきましたが、全く手が打たれない。対象外に置き去りにされているのではないのでしょうか。そういった点から指摘をして反対といたします。

○大同議長 次に、賛成の方。松本聖司議員。

○12番 松本聖司議員 12番、松本です。議案第31号、京丹後市一般会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

特に評価したいことを最初に述べておきたいと思っております。平成27年から、また平成32年の普通交付税及び合併特例事業債の縮減、廃止に備えた措置をされた。具体的に言いますと、特例措置逡減対策積立金ということでしょうか。この考え方については、予算編成の中で、大変評価しておきたいと思っております。ただ、一般会計予算の全体の中で、この考え方で統一された予算措置ができていくのかということになりますと、また別な評価があろうかと思っております。そういう意味で、今後、この考え方が予算の中でしっかりと、また、執行の中でしっかりと反映されるこのことをまずお願いしておきたいというふうに思っております。

そして、ブロードバンド事業のこともあえて言わせていただきたいと思います。多額の予算をかけて情報、光ファイバーを引かれて、非常にありがたいと思っておりますが、反面、何に利用するのかということであれば、市の広報をテレビで流す、それ以外のことが改めてこの多額の予算を使う中でしっかりと検討していただきたい。そういうことがなければ、本当に市が行う意味がどこまであるのかという議論にもなりかねませんので、まず、このこともあわせてお願いしておきたいと思っております。

あと、学校の関係と、少し福祉の関係で言わせていただければ、妊婦検診、ちょっと細かい話

なんですが、妊婦検診の中で、歯科健診をされるこういうこともそうでありますし、また、学校の芝生化の関係、こういうことを新たに取られるということに対しては、細かい内容であります、市民の目線に立った、そういう視点で高く評価しておきたいと思いますが、反面、学校の例えばAEDの設置のように、全体の予算が削られるので、AEDを前倒しで設置することができないというこういうようなことは、子供たちの安心安全という中でいかがなものか。このことも指摘しておきたいというふうに思っています。

もう1点、学校の関係で、不登校対策のことであります。これは委員会の中でも指摘させていただいたんですが、中学生の出現率がピークに近づいているという状況の中で、今年度についてはシステムをしっかり構築するんだという話ではありましたが、本当に一人一人の苦しみを考えるときに、そんな悠長なことでもいいのかというふうに思っております。そういう意味で、対策支援員の設置というようなことはあるんですが、もっと踏み込んで、子供たちが本当に市の行政の皆さんに、また、お母さん方が助けていただける、手を差し伸べたら、その手を引っ張ってくれる、そういうような温かみのある行政にするためには、一時も早く心の問題とともに、進路の問題という視点でとらえていただいて、学校教育の全体像の中で進めていっていただきたい、このことを申し述べて、賛成討論とさせていただきます。

○大同議長 次に、反対の方。森議員。

○18番 森議員 18番、森です。議案第31号について、反対討論を行います。

先ほど来、国保税等をめぐって京丹後市の経済、市民の暮らしの現状は、何回も多くの方がしゃべっておられますけれども、本当に市の今経済、雇用についても大変な実態にある。とりわけ最近、建築関係の方が余り述べられておりませんが、今、最も厳しい業界はどこかと言えば、むしろ建築関係、この10年来、大変な事態に置かれております。こうした業界をどう支えていくのか。さらに、今の状況の中で市民の暮らしをどう守っていくのか。これが、今、市政の求められているところではないかなというふうに考えます。そういう点から、今予算における提案説明が市長からありましたけれども、必ずしも今の雇用経済、丹後における雇用経済、市民の暮らしの実態、そこに必ずしもやはりその要望に沿っているものではないというふうに言えるのではないかとこのように考えます。

そういう点で、五つの視点から予算編成をしたというふうに市長は言われておりますけれども、とりわけこの中で目新しいものが余らないというふうに言えると思います。先ほども申し上げましたけれども、今の建築業界の厳しさは本当に大変な事態です。その点での与謝野町でもやっております住宅改修助成制度等における現在の3万から、さらに引き上げていくということにな

れば、さらにこの業界の人たちの仕事もふえるのではないか。そういう意味からも、この点は頭に置いていただく必要があるのではないかなというふうに思います。

さらに、福祉の分野におけることも非常に大事にこうした状況の中でなってくるというふうに思います。例えば、就学助成援助の制度についても、一般質問で1.3から1.45へということでありましたけれども、これも残念ながら見送られてしまうという結果になっております。それから、今、大事なのは、京丹後市における第1次産業、農林水産業、ここが直ちに手を打ったとしても具体的によくなるというふうには思えませんけれども、長期的な視野から見て、土台づくりをしていくということが非常に重要になってきていると思います。今、観光、さらに、機械金属、建築、土木等が悪いというふうな中で、ここに対するてこ入れをしていくことこそが、雇用につながってくるという問題になるのではないかなというふうに思います。

そういう意味から、今の京丹後市にとって、必要な施策、あるいは商売をしておる人たちが強く望んでいる具体的な施策、さらに暮らしを応援をしていくという立場から見て、不十分な予算と言わざるを得ないということから、反対討論としておきます。

○大同議長 次に、賛成の方。吉岡豊和議員。

○21番 吉岡豊和議員 21番、吉岡です。議案第31号、平成22年度京丹後市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

地方分権が進み、地域のことは地域が決めるというように自治体の地域経営の自由度が高まってきていますが、財源が伴っていないことで、自治体がどう財源を確保するか課題となっています。地域経営を進める上で、市民と行政が目的を共有し、理解、協力し合い、それぞれの役割を認識し、ともに取り組む協働の考え方をもとに、地域経営を進めていかなければなりません。市民が協働によるまちづくりに参加しやすくして、これまでに地域振興協議会、地域まちづくり協議会から提案されている事業を取捨選択して、早急に実施していくことが求められています。節の時節などとのんきなことを言っておられません。

それから、行財政改革で、市の業務が民間に委託されるということは、市の業務の多くに非効率的な部分があるあかしであります。職員は市民の奉仕者として、市民の利益のために奉仕するという職員の意識改革をしてもらうことが重要であります。今後、交付税の大幅な減額などにより、行政サービスの低下は避けられない状況と、また市民から行政サービスを求めることはなかなか減少しないことを考えると、行政と市民の協働の推進は欠くことのできないことと思います。予算にあります健康づくり推進委員の活動はこの協働に当たると思います。しっかり進めて、確立した組織と活動になることを期待します。

予算説明の中で、財政調整基金からの繰入金京丹後市発足以来の最小の1億円の繰り入れと強調されていますが、これは、21年の国の地域活性化交付金が6月補正で約9億円、12月補正で約4億円の多額の交付金が入ったことによることなどが影響しており、このことは、一時的なことなので、特に、強調するものはいかがなものかと考えます。

終わりに、合併による交付金の特例措置が平成27年度から逡減していくことから、急激な住民サービスの低下を防ぐために準備する必要があると財務部からの提案があった中で、合併特例措置逡減対策準備基金の創設をされたこと、さらに22年度も引き続き市民の生活を守ることを最優先に、産業、雇用を支援するそれぞれの施策などを評価し、賛成討論とします。

○大同議長 次に、反対の方。賛成の方。松本経一議員。

○7番 松本経一議員 7番、松本経一です。平成22年度京丹後市一般会計予算に対する賛成討論を行います。

国の政権交代もあり、今、目の前には未知の風景が広がる漠然とした不安のような、しかし、何かしらの希望もかいま見える、私たちはそんな時代の変わり目の中に立っているのではないのでしょうか。不況により沈滞する地域経済にあって、今まで以上に市民の思いにこたえる予算が望まれる中、産業、雇用、生活を総力を挙げて支え、町の元気と未来開拓を推進するという平成22年度一般会計予算は、不況による市税の落ち込みはあるものの、国の地方財源確保対策による交付税の増額があり、一定の財源確保ができたこと。また、ブロードバンド事業の21年度前倒しや基金の繰り入れに頼ることや、市債発行も極力抑えることなどで、財政の健全化判断比率も国の定める基準以下であり、健全な予算編成が行われたものと認識しております。特に、産業・雇用の支援策として4億8,645万円を計上したことは、何としても地域の事業者を支援するという姿勢のあらわれと高く評価をいたします。

また、投資的経費の総額は、昨年を上回る45億1,000万円を確保し、地域経済への支えとして、効果があると評価するものの、これは、臨時交付金など、24億7,000万円もの多額の前年度繰り越しに頼ったものであり、次年度以降を考えると、手放して評価することにならず、国や府の一層の支援に期待せざるを得ないものであります。

厳しい財政状況にあっても、観光インバウンド事業や学校屋外運動場の芝生化、大宮北保育所整備着手など、将来への投資も一定図られており、今後に期待するところであります。しかしながら、21年度を振り返りますと、職員の入札妨害での逮捕や、赤い羽根募金の着服など職員の不祥事が相次ぎ、市民の信頼が、その都度、次々と失墜いたしました。そのことを思うと、折しも今、国保税の値上げも議案上程され議決されましたが、市民の信頼なくして負担増の願いは

かなうものではないということを申し上げざるを得ません。失った信頼を挽回するには、今回の予算をしっかりと実行し、市民が望む一つ一つの施策を確実に実行し、成果を積み上げるしかありません。市役所職員の皆さんが一丸となって、さらによい京丹後市づくりへ取り組んでいただくことを強く要望して、賛成討論といたします。

○大同議長 ほかに討論ありますか。森口議員。

○4番 森口議員 4番、森口です。議案第31号、平成22年度京丹後市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

予算の中身につきましては、賛成、反対、それぞれの方、いろいろなお声がありましたが、私は、今回、一般会計におきまして、特別委員会で組み替えの動議を出させていただきまして、議員の皆さんの賛成を得てそのご議決をいただきましたので、その部分について討論をしておきたいというふうに思います。

先ほど国民健康保険税の改正につきましては、賛成多数で可決をされましたが、組み替えの動議につきましては、やはり議員の多くの方が賛成討論でも反対討論でも、一般会計からの繰り入れについて、しっかりとした考え方を持つべきというお声があった中での今回の動議の成立だったというふうに考えております。

その中で、中山市長におかれましては、一般会計をしっかりと運営することはもとより、その中でやっておられるさまざまな市民生活に対する支援、この同じ考え方で今回の動議を扱っていただき、もちろん今まで繰り入れると明言をいただいている部分についてはもちろんですが、それ以上に、本当に必要な財源については、しっかり、ただの赤字補てんではなく、しっかりとした考えのもとで、国保の運営について考えていく、そういう機会にさせていただきたいというふうな思いを込めまして、賛成討論といたします。

○大同議長 ほかにありませんか。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第31号について採決いたします。議案第31号 平成22年度京丹後市一般会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立多数)

○大同議長 起立多数であります。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

(「議長、32号について退席させてもらいます。」の声あり) はい。

次に、議案第32号について討論を行います。平林議員。

○19番 平林議員 議案第32号、国民健康保険事業特別会計予算について反対の立場で討論を行います。

国保税の税条例が僅差で可決をされたわけですが、この国保税の引き上げは市政史上最大、17.5%という本当に市民の暮らしや命に大きな負担をもたらすもので、市民生活に追い打ちをかけるものであります。本来、地方自治体の仕事は、命と暮らしを守るのが仕事でありますけれども、今回のこの税率の引き上げによって編成されましたこの予算については、本当に市民の皆さんの暮らしがどうなっていくんだろうという不安を覚えるものであります。子育て世代では、子供2人で年収が350万円のケースでは6万2,400円もの値上がりになります。本当に一番お金のかかる世帯で、年間これだけの負担増ということになりますと、本当にどうやって捻出しようかということになるわけですし、とんでもない引き上げの状況であります。

税条例のときも言いましたけれども、こういった大変厳しいこの国保会計になってきたという根本の原因は、国の補助金、府の補助金の減額なり、ゼロへ持ってこられたということが大きく原因していると思います。国の補助金ですけれども、平成17年から平成22年という、先ほどパーセントを言いましたけれども、金額で言いますと4億円も減らされてきている。これだけあれば、本当に京丹後市のこの国保税、引き上げることは必要ないわけですし、私は、もっともっと議会からもこの後意見書も出される予定になっていますけれども、国や府に対して、こんな小さな自治体で市民の命や暮らしを守っているんだから、もっと応援せよという声を大きくしていただきたいということを述べ、反対討論といたします。

○大同議長 次に、賛成の方。賛成討論はありますか。反対の方。松本聖司議員。

○12番 松本聖司議員 12番、松本です。反対の立場で討論させていただきます。

本来は、するつもりではなかったのですが、特別委員会の中で賛成をさせていただきました。といいますのは、税条例の関係が多くの議員の皆さんに理解していただけるだろうと、国保特別会計そのものについては、何の異存があるわけではございません。非常に大事な会計でありますので、反対して混乱を起こすということには反対でありましたので、賛成をさせていただきました。しかしながら、今回の税条例が賛成ということで通りましたので、値上げの部分が当然含まれておりますので、そういう意味で、そういう立場の中で反対の討論をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

私は、今回の予算の中で、例えば、収納に対して、市民の皆さんが十分理解してくれるのだろうか、94%の現年度分の収納率、これ、確かに20年度決算は93.95%ですから、年々減っている中では、ある面で頑張っている数字、しかしながら、過年度分滞納繰越分については、

予算の中では9.13%であります。また、後から指摘の中で20%までという話はございましたが、こういう中で本当に、こういう経済状況の中で市民の皆さんの理解が得られるのか。

また、歳出についても、結果として7,800万円の減額がありますが、市の努力の中で、例えば、レセプト点検やそういうことについては、ほかの市町村より努力されているということは、私はここで評価をしておきたいと思っております。しかしながら、全体の予算の枠組みの中で、歳出抑制に対する努力の後が見えない。そういう意味では、これも市民の努力が、市民の信頼が得られない、そういうようなことがあります。そういう意味で、そういう努力をしていただきたい、この1年。そういうことをもちまして、この議案第32号については反対ということの討論にさせていただきたいと思えます。

○大同議長 ほかにありませんか。森口議員。

○4番 森口議員 4番、森口です。議案第32号、平成22年度京丹後市国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

反対の理由につきましては、先ほど松本聖司議員からもありましたが、私も同じように国保税の値上げに反対をいたしましたので、当然、その値上げが可決されたとはいえ、この議案にも含まれているという中で、反対をさせていただきたいというふうに思っております。

私の考えは、いろいろな場面で言わせていただきましたが、22年度については、値上げを見送るべきと、23年度から今提示されている17.5%の値上げでいくべきだと。当然、それには先ほどの条例の賛成討論の中で、それについては難しいという声もありましたが、滞納も含めた徴収率の向上でありますとか、さまざまな努力をしっかりとやって、それを市民に理解していただくべきだという思いで反対をさせていただきました。

その中で、当然、京丹後市国民健康保険事業特別会計については、大変重要な特別会計でありますので、この会計が持続可能に財政運営されるということは、もちろん大切なことでもあります。ただし、それは市民の生活があつてこそ、市民の暮らしがあつてこそその話であります。この特別会計を守るために、この加入者の方々が生活に困窮する、それでは全く本末転倒のことになってしまいますので、やはりそのあたりについては、慎重にあるべきだという思いの中で、22年度の会計については反対をさせていただきたいというふうに思います。

○大同議長 ほかにありませんか。森議員。

○18番 森議員 反対討論をしておきます。-----

今日の国保財政の最大の危機はどこにあるのか。根本の原因がどこにあるのかということ、まず議会としてもはっきりと見ておくことが重要だと。国の補助金、負担金がかつての半分になっていること。さらに京都府についても、以前は未来交付金ということで国保に対する補助が出されておりました。平成16年には、京丹後市に対して、6,426万円、17年度には5,357万円、18年には、全部これが削られて、ゼロにされてしまった。国の補助金の半分にわたる減と、府からの補助金が減ったこと、このことに今の京丹後市における国保財政の問題は、ここに根本的な原因があるということです。したがって、市としても、国や府に対する働きかけをしていくということが、非常に今後一層、重要になってくるというふうに考えます。そうした点での努力もしていただくということを意見として申し上げて、反対討論といたします。

(「議長、議事進行」の声者あり)

○大同議長 行待議員。

○8番 行待議員 今、森議員がおっしゃった言葉に非常に強く怒りを感じるものでございます。私たちはこの議場の中で、その議案を討論して議論する場であって、そこで発する言葉が、最初からテレビを見ておられる方々へ申し上げる言葉だということなどとはよろしいものか。私たちはニュースキャスターやタレントではないわけです。テレビの中に向かっての話、この中で議論すべきことであった、今の森議員の討論は抹消すべきというふうに思っておりますけれども、議長のご見解をお聞きします。

○大同議長 議事進行にお答えさせていただきたいと思います。確かに森議員はテレビの画面の方に、テレビの向こうの方に訴えられるという形を言われております。その部分につきましては、一部不適切な部分があるのかなとも思いますが、全体の部分につきましてはあり方についての議論をされている部分、これは仕方がないかなと思っております。一部、後で議事録で調整させていただく中で訂正をさせていただきたいと思いますが、森議員、それで納得いただけますでしょうか。また、行待議員もそれで納得いただけたらありがたいと思いますが、森議員、一部訂正させていただいてよろしいでしょうか。あくまで議員の討論というものは、ほかの議員に対して思いを述べるものであってということで処理させていただいてよろしいでしょうか。前についている言葉、これは結局には最終的に市民にも伝わる言葉ではありますが、その部分の言葉につきまして、一部訂正をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。森議員。

○18番 森議員 私は、さほど問題があるというふうには思っていない。とはいえ、全体の趣旨はいうのが、議長が言ったような趣旨の内容は、それがそのまま残るということははっきりしておるんですね。

○大同議長　そうです。

○18番　森議員　ということであるならば、あえてここで問題をほじるようなことはする必要はないというふうに思うので、大人の対応をとらせていただきます。

○大同議長　それでは、訂正に応じていただくということで、後で議事録の方で訂正させていただきますし、今の発言については訂正があるということで、ご理解いただきたいと思います。皆さん、それでご理解いただけますでしょうか。行待議員もそれでご理解いただけますか。それでは、ほかの方々も私の方で処理させていただくということで、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○大同議長　異議なしと認めます。

それでは、そういう形でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかに討論はないでしょうか。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第32号について採決いたします。議案第32号　平成22年度京丹後市国民健康保険事業特別会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものがあります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（起立多数）

○大同議長　起立多数であります。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第33号について採決いたします。議案第33号　平成22年度京丹後市国民健康保険直営診療所事業特別会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（起立全員）

○大同議長　起立全員であります。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第34号について採決いたします。議案第34号　平成22年度京丹後市老人保健事業特別会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（起立全員）

○大同議長　起立全員であります。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。平林議員。

○19番 平林議員 19番、平林です。後期高齢者医療事業特別会計予算に対して、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度導入時、いろいろな問題点があるということを指摘をさせていただきました。75歳以上の人の別枠、別制度に加入させて、年金から自動的に引き落としする、また、差別医療も計画されているというようなことで大きな問題があるということを訴えてまいりました。しかも、75歳以上の人口がふえれば、自動的に値上がりする仕組みになっていまして、22年度はこの保険料の見直しの時期になっていまして、もう既に発表がありましたけれども、保険料は値上げになるということが明らかとなっています。

京丹後市の場合、府下で、緩和措置ということがとられているわけなんですけれども、これはたった6年間です。もうそれで今、2年が過ぎましたので、残り4年ということで、これも保険料が一本化されてまいります。そうなりますと、ますますの値上げが目に見えています。こんな問題の多い制度については、昨年の選挙で、もう後期高齢者医療制度を廃止してほしいという声の中で、民主党が選挙で圧勝したわけですけれども、6カ月もたたないうちに、この制度を4年先送りにするんだと。しかも新たな制度は65歳から年齢を広げて、こういった制度にしていくんだというようなことが今提案をされようとしていますけれども、これは私たちの願いとはかけ離れた方向に移行していこうとしております。とんでもありません。この後期高齢者医療制度については、一日も早く廃止すべきであり、この予算については反対といたします。

○大同議長 次に、賛成の方。行待議員。

○8番 行待議員 8番、行待でございます。それでは、議案第35号、平成22年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を申し上げます。

当事業につきましては、国民皆保険のもと、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を達成してきた我が国において、急速な少子高齢化、あるいは経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、直面する多くの課題が生じる中で、国民皆保険のもとで、だれもが安心して医療を継続して受けることができる医療制度の実現が求められてきました。そのためには、持続可能な国民皆保険制度と医療制度の堅持が不可欠であり、さらなる医療制度の改革が必要とされたことから、当制度が平成20年4月に創設され、現在、広域連合によって運営が行われ、高齢者医療の堅持が図られているところでございます。

本予算そのものも、予算の98%が広域連合への納付金となっており、討論することもはばかれるものでございますけれども、しかしながら、創設当時は、新制度の内容や運用のあり方、さらには制度の不透明感や疑義もあり、本市議会として後期高齢者医療制度等に関する意見書を採択し、早々に関係大臣に提出した経過があります。

そうした国民の世論によって、さまざまな対応策が打ち出され、制度開始時から平成22年度においても保険料の軽減対策など、継続された制度の改善策が示されているところであり、運用においては、一定の評価がされるものでございます。だれしも保険料は払うより、払わないで済む方がよい。高いより低い方がよい。特に年金で生計を立てられている高齢者の方々にとっては、心からの叫びであることは理解ができるものであります。

現在、政府においては、後期高齢者医療制度を廃止し、平成25年度からの高齢者医療の新制度案が示されましたけれども、この制度のあり方が国会における政争のための具にされるのではなく、我が国の保険制度や医療制度を堅持し、恒久的継続のための制度として、真に高齢者の方々の安心、安定的な生活を支えることを本旨とする中で、今後とも政府や広域連合においては、制度の公平、公正な運用や時期や状況に応じた弾力的な改善、改正、さらには国を初め京都府や京丹後市においては、できる限りの支援策を講じられることを求め、賛成討論といたします。

○大同議長 次に、反対の方。賛成の方。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第35号について採決いたします。議案第35号 平成22年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立多数)

○大同議長 起立多数であります。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第36号について採決いたします。議案第36号 平成22年度京丹後市介護保険事業特別会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第37号について採決いたします。議案第37号 平成22年度京丹後市介護サービス事業特別会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第38号について採決いたします。議案第38号 平成22年度京丹後市簡易水道事業特別会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第39号について採決いたします。議案第39号 平成22年度京丹後市集落排水事業特別会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号について討論を行います。松尾議員。

○22番 松尾議員 22番、松尾です。賛成の立場で討論をいたします。

本市の水洗化事業は、平成18年度に策定した水洗化計画に基づき推進しているところでありますが、現在の目標年次が平成37年度であり、あと達成まで15年ということで、先ほど来、水洗化計画の見直しをしたところであります。

今回の予算は、公共用水域の汚濁防止、環境改善、水質保全及び地域住民の住環境の向上を図ることを目的に、公共下水道事業、集落排水処理施設及び浄化槽市町村整備推進事業の普及、各事業等に対する市民の理解を深め、円滑な事業運営を確保するために、今回の予算で推進普及員を設置することをした点、また、排水設備の工事にかかわる経済的負担の軽減を図るために、工事費の支払いのために金融機関から融資を受けた者に対し、支払いの利子の一部を普及金として

交付するなどの点、普及率の向上、地域の水洗化格差の改称、効率的な施設整備などの課題に今までより以上に取り組んでいただけるものと期待し、賛成をいたします。

○大同議長 ほかにありませんか。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第40号について採決いたします。議案第40号 平成22年度京丹後市公共下水道事業特別会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第41号について採決いたします。議案第41号 平成22年度京丹後市浄化槽整備事業特別会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号について討論を行います。平林議員。

○19番 平林議員 19番、平林です。工業用地造成事業特別会計に対する反対討論を行います。

この工業団地は、セミオーダー方式で入所希望企業の要望により造成を行ってきた事業で、圧倒的な面積を占める一部の企業の要望にこたえてつくったというのが現実です。22年度でいよいよ完成し、分譲が始まりますが、当初予定していた企業は3社から1社に減ります。総工事費も約27億円に膨れ上がりました。当初のボーリング調査の甘さから大きな岩盤が出て、工事もおくれてしまいました。この団地について、共産党は当初から地元の零細業者から税金をもっと違った使い方で不況対策に回してほしいという声があることを紹介して反対をしてきました。市長は、新しい雇用が生まれるというようなことも強調されていましたが、この不況が続く中で、本当にそれが実現可能なのでしょうか。全く税金のむだ遣いにあってしまわないかと不安を感じます。市民には、国保税の値上げや放課後児童クラブの利用料の値上げなどで暮らしを追い詰めています。税金の使い方が間違っているのではないのでしょうか。

以上で、反対討論とします。

○大同議長 次に、賛成の方。谷口議員。

○1番 谷口議員 1番、谷口でございます。この森本工業団地の造成事業特別会計予算に賛成の立場で意見を言わせていただきます。

この造成事業は、市内の企業等々を含めて要望やニーズにこたえて、改めて18年度に工業団地として造成されたものであります。この造成が19年から始まり、22年紆余曲折はありましたが、森本工業団地も、造成工事も完了するところまでできました。この団地は、京丹後市の産業の再生や発展等、また、雇用の充実を図る目的があり、これまで職員全員営業マンとなって地元企業、または新たな企業誘致に積極的に取り組まれ、市内や市外の企業、事業所等々の訪問をされたり、情報収集に現在も頑張っておられております。京丹後市の今の不況の状況の中から、将来を考えていく場合に、この団地を経済の発展に向けて、ものづくりを中心とした産業の振興、そして、企業誘致を一日も早く行うことによって、企業の創出のためになるというふうに私は考えております。そういう意味で、企業誘致に全力投入し、市長みずからが先頭に立って、経済活性化に頑張ってくださいことを期待して、賛成討論とします。

○大同議長 ほかにありませんか。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第42号について採決いたします。議案第42号 平成22年度京丹後市工業用地造成事業特別会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立多数)

○大同議長 起立多数であります。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第43号について採決いたします。議案第43号 平成22年度京丹後市宅地造成事業特別会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第44号について採決いたします。議案第44号 平成22年度京丹後市峰山財産区特別会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものでありま

す。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第45号について採決いたします。議案第45号 平成22年度京丹後市五箇財産区特別会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第46号について採決いたします。議案第46号 平成22年度京丹後市水道事業会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第47号について採決いたします。議案第47号 平成22年度京丹後市病院事業会計予算、本議案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここで4時10分まで休憩いたします。

午後 3時57分 休憩

午後 4時10分 再開

○大同議長 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30 議案第48号 第2次京丹後市行財政改革推進計画の策定についてを議題といたします。本議案につきましては、行財政改革調査等特別委員会に付託しておりますので、これから行財政改革等調査特別委員長の報告を求めます。

行財政改革調査等特別委員長。

平成22年3月25日

京丹後市議会

議長 大同 衛 様

行財政改革調査等特別委員会

委員長 松本 経一

委員会審査報告書

本委員会に付託された下記の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから会議規則第100条の規定により報告します。

記

1. 付託事件及び決定

議案第48号 第2次京丹後市行財政改革推進計画の策定について

原案 可決すべきものと決定した。

2. 審査の経過

3月18日 所管部長等から説明の聴取

3月24日 所管部長等から説明の聴取及び審査のまとめ並びに決定

○松本経一行財政改革調査等特別委員長 それでは、行財政改革調査等特別委員会に審査付託を受けております議案第48号、第2次京丹後市行財政改革推進計画の策定について、審査の概要についてご報告申し上げます。

付託事件及び決定。議案第48号、第2次京丹後市行財政改革推進計画（見直し）の策定について、原案可決すべきものと決定した。

審査の経過。3月18日、所管部長等から説明の聴取及び審査。3月24日、審査のまとめ並びに決定。

審査の概要について説明いたします。この推進計画につきましては、平成21年12月に策定した第2次京丹後市行財政改革大綱に沿って、行財政改革の取り組みを推進するために策定する

ものであります。去る2月8日と10日にパブリックコメント期間内に市民からの意見を聞くこととあわせ、特別委員会の委員からも意見を聞くという機会を設定し、それぞれの立場から計画についての意見を出していただきました。その後、特別委員会の意見や推進委員会の答申を受ける形で中間案を一部見直し、今回、議案として上程されたものであります。

主な質疑について報告いたします。職員の定数が大幅に削減されることで、市民サービスが低下しないかとの問いに対しては、職員を削減しても行政サービスを維持できるようアウトソーシングとか、組織機構改革、事務事業の見直しをすとの答えでありました。また、職員の時間外勤務が問題になる中で、職員削減はどのような影響があるかとの問いに対しては、時間外勤務については、個人に負担がかからないよう組織としてカバーしていく形をとるとの答えでありました。

市民局はどうなるのかとの問いに対しては、本庁も市民局も市全体の組織の中で考えていくとの答えでありました。これまでの取り組みの評価はどうかとの問いに対しては、21年度末で第1次の大綱の区切りがつく。歳出規模の抑制、組織機構の随時見直しによる行財政運営、市政懇談会やご意見箱、審議会など、市民の市政参加の環境整備といった3点を総括的に評価し、数値的な部分も整理すとの答えでありました。

人事評価についてはどうかという問いに対しては、勤務評定までは取り組んでいるが、給料の部分まではやっていない。人と組織との関係もあり、慎重にしなければならないと考えているとの答弁でありました。

組織機構のあり方について、政策総括監と教育委員会との関係はどうなるのかとの問いに対しては、教育委員会と市長部局との橋渡しの役割、あるいは潤滑油的な役割であり、地公行法という法律で、明確に定まっているので、市長部局が教育委員会側に手を入れる、あるいは何らかの指示をするということはない。あくまでも連携の橋渡しであるとの答えでありました。

ケーブルテレビの活用について、医療や福祉も含め、もっとフルに使うという視点がないといけないのではないかという問いに対しては、多額のお金を投じた事業であり、有意義で投資効果のあらわれる取り組みをする。意見を十分反映してやりたいとの答えでありました。

進捗状況の公表についてはどう考えているかとの問いに対しては、進捗状況の示し方については、昨年11月の全員協議会で配付した行財政改革の取り組み状況というものを基本にして、中身や掲載内容に工夫や改善を加え、まず、議会に公表し、市民へは広報紙、プレス発表、ホームページへの掲載などを考えている。また、市民局での閲覧ができるようにすとの答えでありました。

質疑を終え、意見交換を行いました。主な意見を紹介します。市民局機能は必要である。しかし、合併して6年たち、職員の削減も進む中で、市全体で職員の配置だけにとらわれることなく、実効性のある市民局のあり方について十分検討していただきたい。職員には専門性の強化、適材適所の配置、管理職には、業務管理の強化、コンプライアンスの徹底を求める。管理職も十分情報交換をし、風通しのよい市役所を目指してもらいたいというものであります。

次に、財政の健全化が一つの大きな柱である。財政の健全化について努力をし、一定の成果が出ているということを広報していただきたい。市民の負担のあり方の検討も書いてあることから、決めてから広報するのではなく、行革の成果も示しながら、早い段階から利用者等も巻き込んだ議論を進めていただきたい。

もう一つ紹介します。数字ではっきりと見えるような成果の見せ方が弱い。厳しい経済状況の中、市民は市役所の職員を厳しい目で見ている。頑張った職員が報われるような人事評価が遅々として進まず、市民と乖離していないかを感じる。税の収納や下水の接続など、努力が市民に見える形にならないと、値上げの議論がある中では市民の信頼は厚くならないというものであります。

次に、討論を行いました。討論は、賛成、反対それぞれ1名ずつありました。まず、反対討論として、行革の大きな柱は人員の削減であり、そのために京丹後市総合サービスというものをつくった。次々この会社の派遣社員にしていくというやり方は、労働者の生活を犠牲にしてもやむを得ないという考え方である。雇用は正職員が当たり前である。また、市政の一番のねらいは、市民の暮らしをよくすることと、地域を元気にすることだ。そのためには、市民局が重要である。人員削減のしわ寄せを受けて、市民局がさらにスリム化されようとしている。これでは、市が本来目指すべきものと逆行しているので反対するというものであります。

次に、賛成討論は、財政的な効果としては、人件費にかかる部分が大きいことは事実である。本来、行財政改革の本質は、業務の効率化や制度の見直しで、少ない人数でも同じ仕事をやっていけるということが望ましい。安易に正職員を減らして、別のところにつけかえるということではない。本道をしっかりと歩んでほしい。また、地域の理解や市民の負担や協力をしてもらうことによって職員の業務がスムーズにいくということがある。利用者負担の問題もあり、市民に理解を求めるため、行政の取り組みが伝わるような十分な説明が必要だということを指摘し、賛成するというものであります。

採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決しました。

以上であります。

○大同議長 これより行財政改革調査等特別委員長の報告に対する質疑を行います。平林議員。

○19番 平林議員 19番、平林です。二つお尋ねをいたします。まず、市民との協働の環境づくりということで、情報の共有ということパブリックコメントとか、それから出前講座、またご意見箱とかそういった形でされてきているわけですけれども、今回、開放市長室の実施というのが削除されていますけれども、こういったことはなぜなのかということの議論があったのかどうかということ、市民と情報を共有するということでは、この現行と改正案をつくるに当たっての課題というのか、評価というのかはどうであったのか。どういった議論がなされたのかということが1点。

もう1点は、組織機構のあり方ですけれども、報告いただいたんですけれども、市民局は必要であるというような報告もあったんですけれども、この間、合併後、組織機構いろいろと変わりに変わったりとか、市民局も人数が減ったりというような中で、この職員の組織の機構のあり方についての議論がどのような議論があったのかどうか。お尋ねします。

○大同議長 行財政改革調査等特別委員長。

○松本経一 行財政改革調査等特別委員長 市民の声を聞く、あるいは開放市長室がなくなったのはなぜかといったあたりに質疑があったかというご質問ですけれども、まず、開放市長室がなくなったのはなぜかといった細かい部分についての質疑はありませんでした。

それから、市民の声を聞くということに関しましては、先ほど少し報告の中に触れましたが、全体の評価をどうしているかといった質疑がありまして、その中で、市民が参加する環境整備を進めてきたと。その中にご意見箱、あるいは審議会、市政懇談会といった市政へ市民が参加できる環境というものの整備を進めてきたという答弁がありましたが、それに対して、さらにその中身がどうかとか、個々の政策についての評価はどうかといった部分についての質疑にはなっておりません。

組織機構につきましては、市民局の関係を尋ねる質疑があった部分と、それから、今回、新たに政策総括監ですか、というものができるといったことについての質疑がありました。市民局に対しましては、いろいろというのはあれですけれども、市民局がどういう形になるのかといった質疑はありましたが、先ほど報告しましたような全体で考えると趣旨の答弁があったのみで、それ以上の突っ込んだ質疑ややりとりは委員会の中ではありません。

○大同議長 ほかにありませんか。これで、行財政改革調査等特別委員長の報告に対する質疑を終結いたします。行財政改革調査等特別委員長、御苦労さまでした。

これより議案第48号について討論を行います。松田議員。

○16番 松田議員 私は、議案第48号につきまして、反対の立場で討論をいたします。2点申し上げて、反対討論といたします。

まず1点は、雇用のあり方でございます。この行財政改革の大きな柱は、人件費の削減ということでございます。合併以来、退職不補充の方針により、職員が減らされてきました。減らされたというよりも、正しくは正職員を派遣職員、臨時職員に置きかえたというのが主な内容ではないかと私は考えています。例えば、この結果によって、市内の保育所のクラス担任の半数以上の方が、臨時保育士になってしまった。また、ことしの4月からは市内の保育所、小学校、中学校の大部分のところで、給食調理業務が民間委託されようとしています。

京丹後市は、こうしたことを行うための仕組みとしまして、みずから100%の出資をして、人材派遣会社京丹後市総合サービス株式会社を設立をして、市の職場に職員を派遣してきました。今回の第2次行革では、この会社を発展に努めるとされています。私は、この派遣職員、臨時職員、この方々の労働条件は、日給月給と申しますか、休日の多い月は給料が減る。ボーナスはない。任期は1年以内。こういったのが労働条件の実態でございます。今、国の段階でも、労働者派遣法の改正が大きな問題となっています。ワーキングプアをつくり出す人材派遣会社を市がつくる、このようなことに私は以前から反対を申し上げているところでございます。市の財政のために、職員の暮らしを犠牲にする、このようなことはしてはならない、このように考えるものでございます。

もう1点は、市民局と地域の再生という問題でございます。これまで市民局は、この人員削減政策の大きなしわ寄せを受けてきたと思っています。権限の面でも、あるいは人員配置の面でもそうでございます。3課あったのが2課になり、あるいは市民局全体で今は1課でございます。今、地域が急速に疲弊する中で、市民局の果たす役割は私は大きなものがあると、このように思います。市民局をスリム化する方向では、地域の再生をますます困難にする、このように考えるものでございます。

私は、以上の2点を申し上げまして、反対の討論といたします。

○大同議長 次に、賛成の方。森口議員。

○4番 森口議員 4番、森口です。議案第48号、第2次京丹後市行財政改革推進計画の策定について、賛成の立場で討論いたします。

第2次の行財政改革の推進計画ということで、第1次に比べまして、数値目標と若干後退した印象も受けないわけではありませんが、市役所が改革を進めていくということを反対するということは全く必要ない。もちろんだん改革については進めていただいたら結構だという思いの

中で賛成をさせていただきたい。ただし、形だけの改革であったり、あるいは、市役所内部だけで通じる理屈で改革を行うということはあってはならない。あくまでそれは市民にしっかりと理解いただけるやり方を使っていたらいいと。その中で、市議会や市民に対して、進捗状況をしっかりと報告していくという中身が入っておりますので、やはりその中で議会も必要に応じてしっかりとチェックをしていく必要があるというふうに思います。

効率化だとか、制度改革といった本来改革としてやるべき、本当の意味の改革をしっかりと進めていただくことを申し添えて、賛成の討論といたします。

○大同議長 次に、反対の方。森議員。

○18番 森議員 18番、森です。まず、改革とは何ぞやだというふうに思います。私がちょっと本を読んでみたら、改革とはどういうことなのか。古くなった不都合な制度や機構組織を新しい時代に適応するものに改めることと、こうなっています。まさにこれが改革ということではないかなというふうに考えます。そういう点で、この推進計画は大綱に基づくものということになっております。しかも、その前段でいわゆる行財政改革委員会の答申に基づくということになっています。この答申がどうなっているかということです。この答申の中身というのは、中心的には財政運営をどうするのか、今の行政のあり方、組織機構でいいのか。これを改善していくという方向は全く示されてないというのが、この大綱に対する答申です。

本当に行政改革ということならば、もっと思い切ったことでも検討していく必要があるのではないか。国保のときにも申しあげましたけれども、補助金は216件あります。負担金は262件あります。委託料は件数を調べていませんけれども、これらについての、もちろん非常に大事な福祉だとか医療だとか、何としても削ってはならない、むしろふやしていく必要のある部分もあります。しかし、逆にどうかという補助金等もあります。例えば、補助金についても、飛天は1年中止をしました。またそのまま復活をする。行政改革というような方向づけが本当にあるかどうか。中心は財政の改革、職員を減らしていく、今度の計画でも795人から27年には717人に減らしていく。こういうことのみで、本当に行政改革という点での思い切った組織や機構を見直していくというこういう内容のものになってない。表題にふさわしいものの推進計画とは言えない。なぜ、そうってしまったのか。前期における5年間の総括が出されておるのか。極めて不十分。

それから、今日の京丹後市における経済雇用等、市民の暮らしを含めた現状がしっかりと分析をされておるのかどうか。その上に立って、行政の果たすべき役割は何なのか。ここから行政改革、財政改革に入っていくのが当然だと。大事な基本部分がやっぱり欠落している。安易に職員

を減らしたりしていけば、それで事が済むかのような内容の計画としか、私にはとれないという点を考えての反対討論とします。

○大同議長 次に賛成の方。反対の方。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第48号について採決いたします。議案第48号 第2次京丹後市行財政改革推進計画の策定について、本議案に対する行財政改革調査等特別委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立多数)

○大同議長 起立多数であります。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○大同議長 日程第31 報告 所管事務調査結果についてを議題といたします。総務常任委員長から調査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。総務常任委員長。

○松本経一総務常任委員長 総務常任委員会の所管事務調査ということで、職員の時間外勤務の現状と今後の対応についてということで、昨年11月6日、また、ことしの2月8日、そして、3月11日と3日間にわたりまして、所管部長等への現状の調査及び対応策について調査を行いました。お手元に調査報告書がありましたら、目を通していただきたいと思っております。

この内容につきましては、本市の職員の時間外勤務の多さにつきまして、監査委員や議会から指摘があり、この問題について当該事務の所管である総務常任委員会が議長から調査の諮問を受け、市長及び担当部長等から説明を求め、時間外勤務の現状と今後の対応について調査をしたものであります。

調査の概要につきましては、箇条書きにしてこの報告書に書いてあります。一々その内容につきましては、この場でご報告を申し上げませんが、結果的には、市職員の長時間の時間外労働は、職員のコスト意識や仕事のやり方、また組織機構のあり方、行財政改革のあり方など、幅広い課題が密接に関連しており、総合的な対策が講じられなければ改善しない。

また職員の健康管理にとっても大きな問題があり、現状を放置することは許されない。

市長を初め管理職はもとより、職員全員の意識改革を進め、職場全体で仕事を考えるなど、調査の中で示された具体的な改善策を早急に実行するよう強く求めるものであります。

なお、次年度の人事については、時間外労働について人的な配慮も行ったとのことであり、また三十六協定も次年度に結ぶ方向で準備を進めるなど、委員会での質疑・議論が一定反映されたものと考えております。

以上でございます。

○大同議長 報告が終わりました。特に質疑等がありますか。これで報告に対する質疑を終結いたします。総務常任委員長、御苦労さまでした。

○大同議長 **日程第32 閉会中の継続審査の申し出について**を議題といたします。

平成22年3月26日

京丹後市議会

議長 大同 衛 様

文教厚生常任委員会

委員長 松本 聖 司

閉会中の継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、京丹後市議会会議規則第101条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

平成21年請願第3号 豊栄小学校の存続を求める請願書

陳情第1号 弥栄町に小学校2校を残すことを求める陳情書

2 理 由

審査が終了しないため

(「議長、動議」の声あり) 奥野議員。(「賛成」の声あり)

○20番 奥野議員 今回の継続審査の申し出ということでもありますけれども、採決をとるまでにご説明が願えたらなと思ひまして、説明を求める動議といいますか、中間報告、そういうなぜ継続審査にという説明を求める動議として扱っていただきたいと思うわけですが、我々、常任委員会の任期は条例で2年ということが決まっておるわけです。そういう中で、今回のこの継続審査申し出ということにつきましては、やはり委員会のメンバーも変わり、そしてまた、一つの豊栄小学校の存続を求める請願書につきましては、昨年の6月に議会に提出されたものがあります。そういう中で、今回の継続審査がどういう考えの中で申し出されたのか。それについて、ご説明が願いたいということでもありますので、議長の方で計らっていただけたらというふうに思ひます。

以上です。

○大同議長 ただいま奥野議員から中間報告を求める動議が提出されました。賛成議員もあります。そういった中で、この継続審査の申し出についての中間報告ということで、お諮りさせていただきたいと思います。皆さん、今、説明を求める動議がございましたが、これにつきまして、説明を求めることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大同議長 ご異議なしと認めます。

それでは、ここで松本聖司文教厚生常任委員長から中間報告を求めたいと思いますが、松本委員長、よろしいでしょうか。文教厚生常任委員長。

○松本聖司文教厚生常任委員長 ただいまの動議の中で、平成21年請願第3号 豊栄小学校の存続を求める請願書並びに陳情第1号 弥栄町に小学校を2校を残すことを求める陳情書についての中間報告をお願いしたいということでありました。私の方から簡単に継続審査になった理由を述べさせていただきたいというふうに思っております。

この件につきましては、3月9日の委員会の中で、継続審査を1回取り計らわせていただきました。その中での二つについての継続をする理由ということがあったんですが、一つは改めて申すまでもありませんが、学校再配置との関係の中で、このことを先に決定すると、全体の計画を縛ることになるのではないかということで、継続になったということであります。しかしながら、後日、議運の中で、少し意見が出て、委員会の独立性を侵すものではないんですが、議運の中で改めて私の認識の中では今の動議の提案の方からもありましたように、委員会条例の第3条に任期が2年ということが明確にうたってあるんですが、私の認識の中では申し合わせで2年というふうなことを思っておった関係もありまして、そうであるなら、改めて委員会を開かせていただくという中で、3月26日に改めて急遽委員の皆さんに集まっておいて、私の考え方の整理も含めて改めて皆さんと意見交換をさせていただきました。

その意見の中では、このまま継続をさせていただくという意見、また、改めて動議として最終的には出ましたが、5月いっぱい任期が終わるといふか、6月2日から本会議ですので、そのときに、また新しい後任が決まった段階で、委員が変わる可能性がありますので、そういう意味では結論を下すべき、あるいは継続審査にすべきでないというそういうような話もある中で、動議として出ましたので、これを採決させていただいて、改めて継続審査ということになったわけですが、その中でありましたのは、委員会の考え方としては、6月に無条件で新しい委員会に任ずということではなくて、理事者側の方からも説明もありましたように、6月の議会の中で、学校再配置の提案があるという中で、また、3月、4月で耐震化の計画、また素案等も出てくる中

で、その中でできる限りの審査をさせていただいて、できたら、今の委員会の中で結論を下したい、そういうような中で、引き続き調査をさせていただく、審査をさせていただくために継続審査という扱いをさせていただいたということでございます。

○大同議長 委員長の中間報告が終わりましたので、特に質疑がありましたら。奥野議員。

○20番 奥野議員 今、この結論を出すと、理事者の方を縛るという懸念があったというお話ですけれども、その点については、少し議員としての考え方、議員とは何ぞやということを考えたときに、二元代表制ですので、理事者は理事者、議会は議会、理事者がどうであれ、この市民からの請願はきちっと審査をして結論を出していくというのが当然であるようにも思いますし、もう一つ、申し合わせ事項と条例の関係を今言われたですけれども、私は条例よりも申し合わせの方が重要である。一つの例を申し上げた。あえて申し上げておきます。京都市は申し合わせを4年に一度やられる。これについて違反があった場合、当選のときですけれどもされる。違反があった場合、大変な処罰が待っておるということであります。それは条例違反という中での処罰よりも厳しい罰則があるというふうに聞いております。

そういう中で質問をいたします。4月、5月に結論を出すという方針で継続審査を申し出されたということですね。私、そのことが聞きたいんです。新たな構成がえになる、委員が構成がえになる委員会に継続するということではなしに、責任を持って4月、5月に結論を出していくという考え方で継続審査というふうに、きょうのところはとらえさせていただいてよろしいのかどうか。確認のため、質問をいたします。

○大同議長 文教厚生常任委員長。

○松本聖司文教厚生常任委員長 はい、原則はそうだと思っております。ただし、理事者側から素案としてどういう形で出てくるかということもございますので、そういう意味で、必ずそうではないだろうと思っておりますが、原則としては、今の委員会の中で責任を持って結論を下していただきたいという意見交換がある中で、皆さん、その方向は了解していただいていると思っております。

○大同議長 ほかにありませんか。それでは、中間報告を終わらせていただきたいと思います。文教厚生常任委員長、御苦労さまでございました。

○大同議長 それでは、日程第32に戻りまして、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。文教厚生常任委員長から、会議規則第101条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大同議長 ご異議なしと認めます。

したがって、文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○大同議長 日程第33 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

平成22年3月29日

京丹後市議会

議長 大同 衛 様

総務常任委員会

委員長 松本 経一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、京丹後市議会会議規則第101条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- (1) 市政の総合企画及び地域振興に関する事項
- (2) 行財政改革及び事務改善に関する事項
- (3) 地域情報化及び電子自治体に関する事項
- (4) 財政及び税制に関する事項
- (5) 消防及び防災に関する事項
- (6) 防犯及び交通対策に関する事項
- (7) 監査委員、公平委員会、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事項

2 理 由

調査が終了しないため

平成22年3月29日

京丹後市議会

議長 大同 衛 様

文教厚生常任委員会

委員長 松 本 聖 司

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、京丹後市議会会議規則第101条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- (1) 地域福祉、障害者福祉、高齢者福祉及び子育て支援に関する事項
- (2) 地域医療、病院及び診療所に関する事項
- (3) 国民健康保険及び医療助成に関する事項
- (4) 環境対策及び廃棄物対策に関する事項
- (5) 学校教育、社会教育及び文化財の保護に関する事項

2 理 由

調査が終了しないため

平成22年3月29日

京丹後市議会

議長 大 同 衛 様

産業建設常任委員会

委員長 松 田 成 溪

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、京丹後市議会会議規則第101条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- (1) 農林水産業、海業、商工業及び観光行政に関する事項
- (2) 企業誘致及び雇用対策に関する事項
- (3) 土木、都市計画及び市営住宅に関する事項
- (4) 上下水道に関する事項

2 理 由

調査が終了しないため

平成22年3月29日

京丹後市議会

議長 大同 衛 様

議会運営委員会

委員長 池田 恵一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、京丹後市議会会議規則第101条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2 理 由

調査が終了しないため

○大同議長 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第101条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大同議長 ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま市長から議案第68号 京丹後市移動通信用施設条例の一部改正についての議案が提出されました。また、文教厚生常任委員長から議第3号 国民健康保険制度を堅持するための改善を求める意見書の提出についての議題が提出されました。この際これを日程に追加し、追加議事日程(第6号の追加1)として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大同議長 ご異議なしと認めます。

それでは、議案第68号、議第3号を日程に追加し、追加議事日程(第6号の追加1)として議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程配付のため、暫時休憩します。

午後 4時50分 休憩

午後 4時51分 再開

○大同議長 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

間もなく定刻5時になりますが、本日の会議時間は追加議事日程が終了するまで時間延長いたします。

日程第34 議案第68号 京丹後市移動通信用施設条例の一部改正についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。中山市長。

○中山市長 議案第68号につきまして、ご説明を申し上げます。

市内で携帯電話等のサービスが全く利用できない地域に対しまして、市が移動通信用施設を整備することにつきまして、平成21年9月定例会におきまして、8カ所の基地局の整備費に関する補正予算をご議決いただいております。

本条例は、現在あります移動通信用施設の2局に加えまして、今回整備を行っております8局を追加するものでございます。

詳細につきましては、企画総務部長からご説明申し上げます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○大同議長 企画総務部長。

○渡部企画総務部長 それでは、私の方から議案第68号、京丹後市移動通信用施設条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

昨年の9月定例会におきまして、携帯電話のサービスが利用できない8地区での移動通信用施設整備の事業費につきまして、補正予算をご議決いただき、現在、携帯電話基地局の工事を進めているところでございます。これに伴いまして、移動通信用施設の設置などについて定めている京丹後市移動通信用施設条例の一部を改正するものでございます。

議案についております新旧対照表をごらんください。まず、第2条では、合併前に施設を整備

した久美浜町の2局に、今回新たに整備することとなる京丹後市峰山鱒留大成局から京丹後市久美浜二俣奥山局までの8局を加えます。

次に、第5条では、電気通信事業法の改正によって、第一種、第二種という電気通信事業者の区分がなくなったことから、本条例においても改正するものでございます。

次に、第10条の使用料につきましては、今回の整備は国の平成21年度第1次補正予算のスキームを活用したものでございますけれども、事業者の経費負担は分担金ですべて徴収するものであるため、使用料についての条項を削除するものでございます。

なお、この分担金を徴収するための根拠となる京丹後市移動通信用施設整備分担金徴収条例につきましては、昨年12月の定例会におきましてご議決いただいているところでございます。

次に、施行日につきましては、工事の完了後に移動通信用施設の設置となるために、附則において、規則で定める日から施行することとしております。

なお、サービスの開始予定につきましては、6月初めごろになる見込みであります。

以上、補足説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○大同議長 提案者の説明が終わりましたので、質疑を行います。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大同議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第68号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第68号について採決いたします。議案第68号 京丹後市移動通信用施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○大同議長 日程第35 議第3号 国民健康保険制度を堅持するための改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議第3号

国民健康保険制度を堅持するための改善を求める意見書

上記意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成22年3月29日提出

京丹後市議会議員 大同 衛 様

提出者 京丹後市文教厚生常任委員会委員長 松本 聖 司

国民健康保険制度を堅持するための改善を求める意見書

国民健康保険は、すべての国民に、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するとして日本国憲法第25条を医療保険制度として具体化し、国民皆保険を実現するものである。

しかし、国民皆保険の根幹を担う国民健康保険は、他の医療保険制度に比べ農林漁業者や零細業者さらには年金生活者や高齢者など低所得者層の加入割合が高く、構造的に財政基盤が脆弱である。さらに国庫負担の引き下げや医療費の増加などに伴って、国保会計に占める国保税負担分の増大が余儀なくされるなど、保険者と被保険者の負担が過重なものとなってきている。

金融危機の負の連鎖によって、世界市場の縮小の影響は、関連する中小・零細企業の存続や雇用の不安はもとより、様々な業界に危機感を与え、今なお京丹後市においても地場産業の要でもある農林漁業を始め、製造業の業績悪化は回復の兆しも見えないまま、地域経済や市民の生活に深刻な状況をもたらしている。その影響は国保税における課税所得基準額の減少や税収納率の低下に大きく結びついているが、地域経済の深刻な背景にあつては被保険者に対するこれ以上の国保税負担はさらなる滞納者を増加させる結果につながるばかりか、市民生活を大きく脅かすものである。本市はもとより財政の脆弱な地方自治体においても厳しい財政状況の中、一般会計からの補填繰り入れにも限界がきており、市町村国保の安定的かつ長期的な制度維持は厳しい現状下であり、制度の空洞化が懸念されるものである。

よって、国においては、こうした地方における厳しい国民健康保険の現状を考慮し、構造的な問題の解決とともに、国民健康保険制度の健全な維持・運営の確保、さらには社会保障及び国民保健の向上に寄与するため国庫負担割合の見直しなど、制度の財政基盤強化のため、国の責任と負担において十分な財政措置を講じるべきである。平成20年医療制度改革による影響も検証し、国民健康保険制度の抜本的な改革と実効ある措置を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月 日

○大同議長 提出者から提出理由の説明を求めます。文教厚生常任委員長。

○松本聖司文教厚生常任委員長 議第3号、国民健康保険制度を堅持するための改善を求める意見書の提出について。上記の意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。平成22年3月29日提出。京丹後市議会議長、大同衛様。提出者、京丹後市議会文教厚生常任委員会委員長、松本聖司。

それでは、提案理由であります。提案理由として、議案第12号、国民健康保険条例の一部改正の審査を深める中で、委員会の総意として意見書を提出することを決めさせていただいたものであります。内容については朗読をもってかえさせていただきます。

国民健康保険は、すべての国民に、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するとした日本国憲法第25条を医療保険制度として具体化し、国民皆保険を実現するものである。

しかし、国民皆保険の根幹を担う国民健康保険は、ほかの医療保険制度に比べ農林漁業者や零細業者、さらには年金生活者や高齢者など低所得者層の加入割合が高く、構造的に財政基盤が脆弱である。さらに国庫負担の引き下げや医療費の増加などに伴って、国保会計に占める国保税負担分の増大が余儀なくされているなど、保険者と被保険者の負担が過重なものとなってきている。

金融危機の負の連鎖によって、世界市場の縮小の影響は、関連する中小零細企業の存続や雇用の不安はもとより、さまざまな業界に危機感を与え、今なお京丹後市においても地場産業のなかめである農林漁業を初め、製造業の業績悪化は回復する兆しも見えてないまま、地域経済や市民の生活に深刻な状況をもたらしている。その影響は、国保税における課税所得基準額の減少や税収納率の低下に大きく結びついているが、地域経済の深刻な背景にあつては、被保険者に対するこれ以上の国保税負担はさらなる滞納者を増加させる結果につながるばかりか、市民生活を大きく脅かすものである。本市はもとより財政の脆弱な地方自治体においても厳しい財政状況の中、一般会計からの補てん繰り入れにも限界がきており、市町村国保の安定的かつ長期的な制度維持は厳しい現状下であり、制度の空洞化が懸念されるものである。

よって、国においては、こうした地方における厳しい国民健康保険の現状を考慮し、構造的な問題の解決とともに、国民健康保険制度の健全な維持、運営の確保、さらには、社会保障及び国民保健の向上に寄与するため国庫負担割合の見直しなど、制度の財政基盤強化のため、国の責任と負担において十分な財政措置を講じるべきである。平成20年医療制度改革による影響も検証

し、国民健康保険制度の抜本的な改革と実効ある措置を強く要望するという内容でございます。

議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○大同議長 提出者の説明が終わりましたので、質疑を行います。奥野議員。

○20番 奥野議員 この委員長、意見書を今提案をお聞かせ願っておいて、先ほどの国保の条例改正ですね、その議論、賛成、反対の議論等照らし合わせて聞かせてもらったわけですが、この意見書と先ほどの条例は可決されたわけですが、それらの出された意見との矛盾があるような気がするんですね、一部。というのは、被保険者の負担が過重になる。一度に17.5%、約2割という値上げは過重になるから、きちっと説明をして、市民の理解を得る中で、保険税を上げていくべきだという考え方がある。全く保険税を上げるなという意見は、私はなかったように理解をしておるんです。手続上、そのような一時の上げ幅は理解できないということであつたらうと私は思うわけですね。そういう中で、この意見書を委員会で審査された。

あの条例については賛否両論あつたわけですね。そうすると、この意見書については全員で出されるから委員長が代表して委員会の提出ということになった。手続上そうなんですけど、その辺で、そういう意味において、委員会の中で提出に当たって、矛盾が少し感じるということで、その辺は精査されての提出なのかどうかということと、やはりここで医療費の保険税等々の負担の問題があるわけですね。それは、とりもなおさず医療費、治療費ですね。保険給付費ということですが、平たく言えば、医者代ですね。それが、来年度の予算でも約1億2,000万ほど21年度よりも増加するであろうという見込みがあるわけですね。

それで、ここで片方、こちらの保険の制度、保険をやっていく側、市としては、やはり市民の皆さんにしっかりと、昔は、はしご診療とよく言ったんですね、あっちの病院へ行って、こっちの病院へ行って、うちの病院へはしごされるという、そういう医療費のむだというものがあるのではないかとということがよく言われた時期がある。そういうことも含めて、医療費の抑制というものを、やはり無理な抑制ではなしに、むだな医療費は使っていただかないように、そういう対策も片方で、使う側の我々市民に対しても、一つそういう働きかけというものが必要ではないかと思うんですね。

その辺が、今回の意見書では国に対する要望がずっと書いてある。それはそれでいいんですけども、では、市民に対して、どのように行政として、この保険を運営していく中では働きかけをしていけばいいのかということについて、どういうお考えなのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○大同議長 文教厚生常任委員長。

○松本聖司文教厚生常任委員長 まず、今回の意見書と、結果ということになるのでしょうか、矛盾がないのかというご指摘でございましたが、この内容については、委員会の中で何回も見直しをしていただいて、そういう意味で、各委員の皆さんが納得していただいて、もませていただいた結果ということで、先ほども、違うところでちょっとあれですが、26日だったというふうに記憶しておりますが、改めて委員会として、26日にこの内容を精査させていただいて、どの委員の皆さんからもそのような指摘はございませんでしたので、整理をさせていただいております。

あと、市民に対してということについて、ここで言うべきなのかどうかわかりませんが、税の関係の審査の中で、委員会として決議なり、意見を別にしっかりみんなでまとめてつくろうかというような意見も、市に対してということだろうと思うんですが、そういう話もありましたが、各委員の皆さんの方からは個別に意見交換、また討論でそのことは述べるので、あえてというようなことでは、私の方からは提案させていただきましたが、まとまらなかったという経緯がありますので、あわせてお伝えしておきたいと思います。

○大同議長 奥野議員。

○20番 奥野議員 今、こういうふうに提案に当たって、附帯意見、決議等の話が、委員会としてのそういう予算に当たって出してはどうかという話があったということですがけれども、まさしく先ほどの私は条例、特別委員長という立場がありませんので、条例については、反対をし、そしてまた反対される方にもお願いをして、附帯決議、決議ですよね、をつけて、予算についてはという考え方を実はしておりました。それが手順であろうというふうに思っておったわけですがけれども、今の委員長が言われる、当然、そういう意見があるなら、やっぱりわかりやすい丁寧な説明という中で、やっぱり形というものを整えないとだめだと、が必要だろうと思うわけですがけれども、やはり今の委員長の決議等々という計らいは、それであれば、やはりしてほしかったなど、こういう形で意見書が出されるのであれば、やはり委員会としての本市に対する要望、意見等もやはりきっちり出していただきたかったかなということも思うわけですがけれども、もう1点、そうすると、この医療費の市民に対する抑制に対する、医療費を抑えるという予防等の対策もあるわけですがけれども、それはそれとして、市民一人一人にお願いするそういう手だてというものについての意見交換等々はなかったということでもよろしいのでしょうか。

○大同議長 文教厚生常任委員長。

○松本聖司文教厚生常任委員長 これは、条例審査ということの中に入ってしまうので、申しわけないんですが、その結果としての中で意見書が出てきたということでお許しいただきたいんで

すが、理事者側からは、今回の条例を通していただいたら、6月から賦課が始まるという中で、その間にしっかりとこういう状況になりましたという中で、値上げの国保特別会計そのものの状況、また、それを抑制するためのお願い、また、それはジェネリック等も含めてそういうような取り組みをしっかりとさせてもらいたいというそういう審査の内容はございました。

○大同議長 ほかにありませんか。これで議第3号についての質疑を終結いたします。文教厚生常任委員長、御苦労さまでした。

これより議第3号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議第3号について採決いたします。議第3号 国民健康保険制度を堅持するため改善を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○大同議長 起立全員であります。

したがって、議第3号は原案のとおり可決されました。

○大同議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

ここで、中山市長から閉会のあいさつを受けます。中山市長。

○中山市長 平成22年第2回京丹後市議会3月定例会の閉会に当たりまして、心から御礼を申し上げます。

まず、国民健康保険税の関連条例、また、予算につきましては、市民の皆様にも多大なご負担をおかけすることについてお許しを願いながら、議会におかれまして、本当に大きな、また、真摯なご審議を賜りまして、本当にありがとうございました。ご審議の結果を重く受けとめまして、また、いただきましたさまざまなご議論、ご動議も含めまして真摯に受けとめて、今後、市民の皆様さんへの説明の問題、また、歳入歳出の真摯な努力の問題を初め、誠心誠意対応をしまいたいというふうに思っておりますので、ご指導賜りますようによろしくお願い申し上げます。

あわせて来年度予算を計画、また、条例など多くの議案をご可決いただきました。本当にありがとうございました。

幾つかご報告を申し上げます。まず、去る3月27日、竹野小学校の閉校式を挙行いたしました。4月からは間人小学校と統合され、新たな歩みが始まります。長年にわたる竹野小学校の歩みにすべての関係者の皆様に対しまして、万斛の感謝をささげます。また、4月から下宇川保育所と上宇川保育所と統合され、新たに宇川保育所となります。重ね重ねこの間、両小学校、保育所の教職員初め、関係者の皆様、卒業生の皆様、地域の住民の皆様には両小学校、保育所に対し

まして多大なご貢献、ご尽力を賜りました。心から深く敬意と感謝を申し上げます。

次に、4月6日から4月15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施をされます。子供と高齢者の事故防止を運動の基本に据え、事故のない安全安心なまちづくりを一層進めてまいります。

次に、本市防犯委員会のご提言も踏まえ、この4月から毎月15日を京丹後市防犯の日と定め、防犯に関する各種の取り組みを展開することとしております。4月15日が第1回目でございます。4月15日が大宮庁舎前において防犯パトロール出発式などを予定しております。また、17日、18日には、第60回となります記念の京丹後市ちりめんまつりを、さらに24日、25日と峰山球場で恒例のプロ野球ウエスタンリーグが開催されるなど、4月にはさまざまな行事が予定をされておりますので、多数の皆様がご来場賜りますようお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、健康にご留意賜りお過ごしいただきますことをご祈念申し上げます。尽くしませんけれども、閉会のごあいさつとさせていただきます。本議会も本当にありがとうございました。

○大同議長 これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成22年第2回京丹後市議会3月定例会を閉会いたします。長期間にわたり御苦労さまでした。

午後 5時11分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 大 同 衛

署名議員 奥 野 重 治

署名議員 吉 岡 豊 和

+